



制度を確立されたいこと、等であり、また、熊本県の団体からは、特にクニを制度の対象品目に加えられる旨の要望がありました。

これらの要望事項につきましては、今後における法案審議を通じて政府の考え方を十分明らかにしておくべきことは当然でありましょう。

以上で農林法改正案に関連した調査報告を終わりました。以下、今回の調査中においてわれわれが聴取いたしました陳情、要望等の中から特記すべきものだけに限定し、この際、御報告申し上げます。

まず、熊本、大分両県当局から、久住・飯田地区の広域農業開発事業等について、特別立法措置を講ずる等してその推進をはかられたこと、祖母、椎葉、五木山地大規模林業園開発について、すみやかに本事業に着手できるよう措置されたいこと、以上二点が両県の共通した要望事項としてわれわれに強く訴えられ、また、両県の農業団体からは、牛肉、オレンジ、果汁等の自由化を絶対に阻止するとともに、輸入ワタの拡大も行わないこと、第二、農業金融制度が複雑化し、金利体系も現状に合わないで、制度金融を再編整備して、融資条件を抜本的に改善されたいこと、第三、四十七年産生産者米価の引き上げをはかられたこと、等について強い要望があり、また、両県の林業団体から、外材の輸入について調整措置を講じられたいこと、第二、林業災害補償制度を確立されたいこと、等に、大分県当局と関係住民の代表者から国東用水事業の早期実現についての陳情があり、そして、熊本県漁連の代表並びに天草地区漁協代表者等から、長崎県漁船の違法操業を厳重に取り締まてほしい旨の陳情が、それぞれなされました。これらの陳情、要望等に対し、われわれとしては十分な検討を約束してまいりました次第であります。

以上をもちまして、簡単ではありますが、第一回の調査報告を終わりますが、終わりに、今回の調査に対して絶大な御協力を払われました熊本、大分の両県当局、九州農政局その他関係者各位に

対して、衷心より感謝の意を表明する次第であります。(拍手)

○藤田委員長 ありがとうございます。次に、第二回の報告を飯谷忠男君にお願いいたします。

○飯谷委員 第二回は、五月三十一日から六月二日までの三日間、山形県及び福島県に派遣され、果樹保険臨時措置法に基づく保険実施の実態並びに果樹農業振興の現況等を中心として調査をしてまいりましたので、その内容を簡単に御報告申し上げます。

派遣委員は、森下元晴君、長谷部七郎君、斎藤実君、小宮武喜君、それに私を加えた五名であります。山形県においては鹿野彦吉君が、また福島県においては地元選出の天野、亀岡、棚辺三君がそれぞれ現地参加されました。

初めに、山形県について申し上げます。まず、山形市内本沢地区において、稲作転換特別対策事業の一環として、昨年四月より事業実施が行なわれ、すでにその八割以上の造成を終わっている総事業面積四十三ヘクタール、一団地平均四ヘクタールのブドウ団地について現地調査を行なった後、山形県庁において安孫子山形県知事はじめ関係官から果樹振興の概要及び要望事項につき説明を受け、関係団体の代表者からそれぞれ要望事項の聴取を行ないました。

山形県における果樹生産は、カキ、桜桃、西洋ナシが全国一であるほか、リンゴ、ブドウ、桃等そのいずれにおいても全国生産の高位を占めているのでありますが、その粗生産額は、農家の栽培面積が、比較的規模の大きいリンゴ、ブドウを除き、その半数以上が十アール未満といった零細経営の結果、同県における農業粗生産額の約一割強を占めているにすぎません。このため、現行の果樹広域主産地形成事業等の採択要件に満たないことから果樹生産農家から採択基準の緩和等の要望が行なわれたのでありますが、その内容が作業用農道の設置あるいは省力化のための機械の導入等であることにかんがみ、別途の施策を考慮すべきで

はないかと思つた次第であります。

また、最近の同県における農家の一般的な傾向として、農家経営の安定をはかるため、果樹農業を受け入れる農家が増加していることに関連して、果樹の価格補償制度を早期に確立するとともに、果樹共済の本格実施について、カキ、桜桃等を共済果樹に加えること、果樹災害の発生態様にかんがみ、農作物共済と同様の二割てん補方式について検討を行なうこと及び果樹共済にかかる事務費の国庫補助等々を内容とした要望がありました。

農政一般については、県当局の説明の中で、特に国に対して、農業基盤整備事業の促進をはかるため、関連予算の大幅な増額とともに、国庫補助率の引き上げを行なうこと、土地改良事業の通年施行にかかる水田に対する米生産調整奨励補助金の交付期間を延長すること等について要望が行なわれました。

次に、福島県について御報告いたします。福島県では、木村県知事はじめ関係官より、主として、県下における果樹生産及び果樹保険の試験実施の概況等について説明を受けました。

福島県は、従来からその気象条件により各種落葉果樹の主産県として知られ、今日では、同県における農業全体の粗生産額の五割以上がこれらの果樹生産によって占められているのであります。しかし、同県におきましても、一戸当たりの栽培面積はその八割以上が五十アール未満となつていて、いわゆる複合経営が行なわれ、生産性の向上を阻害する大きな要因となっているのであります。このため、県当局、地元農業団体等におきましては、国による農業構造改善事業による果樹園の新規造成をはじめ、県事業として果樹集団産地造成事業、果樹基幹産地開発育成事業等を実施し、集団的な産地づくりに積極的に取り組むとともに、さらにその施設の近代化をはかるため、国の助成により位置配管の敷設、スピードスプレーヤーの導入や選果場、果実冷蔵施設等の設置を行ない、将来における農家経営の安定化を目ざして

いるのであります。

また、同時に、県当局並びに関係団体の代表者より各種の要望がなされたのでありますが、そのうち、果樹については、果樹農業の増加傾向を背景として、果樹共済制度の早期成立並びに価格補償制度の確立について、農政一般に関連しては、米の生産調整について協力特別交付金、奨励補助金等の増額をはかること、広域農業総合開発事業の促進等々の要望が行なわれました。

以上の説明、要望等を聴取した後、福島市内笹木野地区において、主としてナシについて試験実施の実態等を調査いたしました。

また、現地では、特に地元代表者より、昨年のナシの被害に際して、果樹保険が関係農家の経営安定に寄与することの大きかったことに対して感謝の意が述べられるとともに、その本格実施の早期実現が強く要望されたのであります。

以上をもち、調査報告を終わりたいと思いますが、最後に、このたびの調査にあたり御協力を賜りました山形県、福島県、その他関係者に対して、心からお礼を申し上げる次第であります。(拍手)

○藤田委員長 以上で、報告は終了いたしました。派遣委員各位の御苦労に対し、心より感謝申し上げます。

○藤田委員長 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。田中恒利君。

○田中(恒)委員 昭和四十二年に果樹保険の臨時措置法ができて、試験実施を経まして、ようやく農林法の一部改正の形で果樹共済が実現をされようとしておるわけであります。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

本来、果樹問題は地域的に非常にアンバランスが

ありますし、市場価格との関係あるいはこれまでの統計資料の取り扱いの問題などではないへんむずかしい条件がたくさんありますだけに、提示されております諸事項につきましてもいろいろ不明の点もたくさんございますので、それらの点について若干お尋ねをいたしますが、大臣がお見えになっておりませんので、二、三大臣に直接お尋ねをいたしたい事項を留保して、事務当局にお尋ねをいたします。

まず最初に、果樹農業の振興特別措置法に基づく基本方針の改定がなされたわけでありますが、この基本方針の改定にあたっての政府の考えというか、この改定をめぐって特に問題になりましたような点を、簡単に申し上げますから、御報告をいただきたいと思います。

○荒勝政府委員 先般、果樹農業基本方針の改定をいたしました。今後向こう十年間の果樹の需要の動向を定めまして、その動向に即しまして果樹の植栽計画の方針を定めた次第でございます。この基本方針に基づきまして、おおむね本年度中に各都道府県ごとに果樹の基本計画を立てまして、そして植栽を進めていくことになっておる次第でございます。

この基本方針の改定作業が、過去二年間からまして作業をした次第でございますが、基本的には、ミカン等のかんきつ類が前の計画に比しまして相当植栽が進んだということにつきまして、今後来るべき十年間にどうこれを見るかということが改定の際の一つの問題点でございます。

それからさらに、ブドウとか桃とかいう落葉果樹の系統につきましては、前の計画に對比いたしました。植栽の実績が非常に劣っておったということで、これをさらに今後十年間にどのようにして需要に即応したような形で植栽を進めていくかということが基本的な問題になった点でございます。

さらに、今回の改定で問題になりましたのは、今後果樹の自由化の見通しをどう見るかということです。

とで、一応われわれといたしましては、農林省の姿勢といたしまして、これ以上オレンジの自由化はいたさないという方針のとりまして、今後自由化は認めないかわりに、グレープフルーツ等すでに自由化されたものにつきましては、なお今後若干輸入量の増大があるものと見た次第でございます。

さらに問題点といたしましては、加工果実の需要というものにつきまして、今後従来とは考え方を改めまして、さらにジュース等の需要の動向が非常に進むのではなからうかということ、これらの加工果実の需要を非常に多く見たという点が問題点でございます。

○田中(恒)委員 いま御報告をいただいたわけでありますが、御報告の中にもありましたように、私も前回の基本方針と今回改定された方針を見ますと、果樹については相当自給度という、自給の方向がさらに強化をされていく、こういう数字になってきておると思うのです。

そこで、問題は自由化の問題であります。自由化の問題については、いまの局長の御答弁をお聞きをいたしますと、この四、五年来の傾向に比べて、今後政策の方向としても、需要に対応する生産体制というものは一そう強化をされるという計画なりあるいは判断を持っておられるわけでありますから、自由化についてはこれまでよりも果樹問題についてはきびしくなっていく、きびしくなるというの、自由化というのをだんだんしなくなっていく、こういうふうな理解をすべきだと思っておりますが、そういうふうな理解してよろしいですか。

○荒勝政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、いま非自由化品目として残っておりますのは、オレンジ並びにオレンジジュースが非自由化品目として果実の貿易問題としては残っておりますわけでございますが、われわれといたしましては、これにつきましては、現在のところ、自由化する考えを持っていないということで作業をした次第でございます。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十二号 昭和四十七年六月六日

○田中(恒)委員 自由化をする考えはないということとはしばしば聞いておるわけでありますが、しかし、傾向として自由化のワクを拡大していくという流れが出ておることも現実だと思ふのです。そこで、いまお話しになったように、ミカン等についてはむしろ生産を抑制するといえればあれですけれども、第一次の基本計画の際に、従来以上に生産が伸びてきたので、そこで今回は多少そういうものがある意味で押えるというか、その伸び率はやっぱり低めていく、こういう計画になっております。落葉のブドウ、桃等はむしろもう少し力を入れていく、こういうことになっておりますだけに、あるいは加工ジュースの問題にしても、いまお話しのように、特に需要増ということを見込んで対策を立てるということでありますから、私は自由化のワクの拡大というものについて、今回の果樹基本方針を見てもみますると、これまで以上に自由化のワクの拡大というものをすべき余地がなくなっておる、なくするという政策意図のもとにこういう方針が組み立てられたと考えておるわけでありますが、この点はいかがでしよう。

○荒勝政府委員 オレンジの自由化につきまして、先ほども答弁申し上げましたように、自由化ということとは考えていない次第でございますが、ただ、オレンジ等の自由ワクの拡大ということにつきましては、われわれといたしましては、やはりオレンジに対する需要も国民所得の増大に伴いまして相当強いものもありますので、これにつきましては、需要の動向に即しまして、これは弾力的に対処してまいりたい。その際、当然国内産ミカン類に対する悪影響を及ぼさないような形で輸入ワクの拡大は弾力的に対処してまいりたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 局長、いま言われたように、ミカン等については、この改定の原因としては伸び過ぎた、予想以上に、政府が考えておった以上に大きくなっていったという前提があるでしょう。これを今度の改定では多少、需要に対応する程度

に押えるといったらあれですけれども、考えていかなければいけない、こういう面が出ておるわけでしょう。だから、私も自由ワクを拡大していく前提というものは全般的にない、こういうふうな認識をせざるを得ないわけですが、それにもかかわらず、なぜ自由ワクの拡大というものが出てこなければいけないのか、この点がわからないのです。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、ミカンにつきましては、過去五年の間にわれわれといたしましては三万ヘクタールの植栽計画を立てたのでありますが、結果的には三万七千ヘクタールということ、四十二年から四十六年の間に植栽が行なわれまして、実質的に七千ヘクタールほど計画オーバーという、そういう形になっておる次第でございます。したがって、今回の新基本方針の作業に際しましては、この改定面積が相当上回ったということを頭に置きながら、当然にこの新しい改定計画の際にはそういうことを念頭に置いて、向こう十年間に二万五千ヘクタールくらいの植栽計画という形で目標を定め、しかも、今後五年間といたしましては一万五千ヘクタール程度ということ、過去五年間の三万七千に對しますと、新植面積は相当低目に押えたつもりでございます。

さらに、そういうふうなミカンの植栽がどうかという抑制型になっているにもかかわらず、なぜオレンジを入れるのかというお尋ねかとも思いますが、われわれといたしましては、温州ミカンの需要は十分に今後とも伸びると思っておりますし、またそれに基づきまして生産のほうも伸ばしていきたいと思っております次第でございますが、やはり温州ミカンとオレンジとの間には多少嗜好の違いというものがございまして、オレンジにはオレンジなりの多少国民の間にも需要がございまして、何らかの形で一カ月に一つくらいはオレンジを食べたいというふうな方もおられますので、われわれといたしましては、そういうことを見はからいながら約四百万トンをはこべる国内産かん

きつに對しまして、現在一万二千トンのオレンジ、約〇・三〇程度のものを入れておるわけでございますが、これにつきましては重大なる悪影響を及ぼさないという前提のもとに、先ほど申し上げましたように、国民の嗜好の動向に即しまして多少は入れることになると考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 それはたいへん苦しい御答弁でして、政治的な条件は別でありまして、これは政治上の判断は、アメリカ等の要請を受けてやるかやらないかということとは別途な形で考えなければいけません。少なくとも日本農業の問題を克明に調査し、対策を立てられ、あるべき姿を描かれておる行政の立場では、今日の段階でむしろだぶついて、少し生産を抑制しなければいけないというような考えで改定がなされた以上、これに最も競合していくものはオレンジでありますから、オレンジがいま問題になっておるわけでありまして、オレンジの輸入並びに輸入ワクの拡大についてはすべて条件はないというのがたてまえだと思ふのです。あとはいろいろ日米関係等をめぐつての問題の所在は、これは別途にまた考えなければいけないと思ふますが、基本方針の改定をめぐつては私もそういうふうな理解をせざるを得ないわけですね。この点について局長と意見が違ふでしょうか。あまりこのことを議論しておつても前へ進まないわけですが、最後にちょっと……

○荒勝政府委員 国内産の果実農業の保護ということにつきましては、農林省といたしまして十分今後とも念頭に置いて進めてまいりたい、こう思つておる次第でございますが、やはり国民所得の増大に伴ひまして各種各様な嗜好の変化ということもございます。また、たまには違った異質の外国産のオレンジも食べたいという国民の需要もございまして、それもしかし無差別に多数に入れたらということにつきましては、われわれとしましてはこれは十分に検討してまいりたい、こういうふうな考へておりますが、特に今後、ことしの一万二千トンのオレンジワクの設定に際しまして、

日本産のかんきつの出回らない四月以降九月末までの間にその一万二千トンのうち九千トンを割り当てて、その間に市場に出回る国内産かんきつとほとんど競合のないような形で、これを調整してまいりたい。そうして下期の十月以降三月まで、日本産のかんきつ類が大量に出回る時期にはわずかな三千トンで押える、こういうふうな行政上のテクニックを用いることによりまして、国内産のミカンに対する悪影響は十分に問題がないように努力してまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○田中(恒)委員 いずれまた、自由化の問題や果樹の今後の問題については別な機会もあるうと思ふますので、一応農林法の果樹共済の問題の内容に入らしていただきたいと思ふます。

まず最初に、試験実施地域というものを全国で相当設定をされて、この何年間かやってこられたわけですね。この試験実施地域の設定の基準はどういう地域であったのか。基準にしたものは一体どういふものなのか。それから、この試験実施地域で整理された数値、いわゆる資料であります。この資料の中で本制度移行にあつたてどういふものが引き継がれて本制度の中に生かされてくるのか、その点をお聞きをしたいと思ふのです。

○小暮政府委員 試験実施の目的が、将来の本格的な制度の確立のための資料の収集と、それから具体的な仕事の運び方についての練習と申しますか、そういうものと両方ございまして。しかし、資料の収集という非常に大事な意味がございまして、試験実施の加入区を設定するにあたりましては、県内の果樹栽培地域を適切に代表する農家の栽培規模も県平均の姿以上のところを選んだことを選定いたしましたわけでございます。試験実施の実績につきましては、その実績被害率を料率設定の基礎資料として利用することが一番大きな目的でございます。試験実施の場合に、しかし、申告された被害率がそのまゝ実態を反映しているかどうかという点につきましては、試験実施の過程で逐次補正をいたしまして、それらの

資料を修正してまいつておるわけでございます。

○田中(恒)委員 県内の代表地区を設定されたということですが、県内の代表地区の基準がまた何かといったような問題が多少あるわけですが、私も私の県で実施地域が何カ所ありまして、その関係者とも一、二話をしてきたわけですが、これは話の印象というか感触、向こうの声でありますから、なかなか数字で押える資料がないものですから、きめ手にはならないわけですが、どうもやはり被害常襲地域というか、比較被害が高いのではなからうかという感じがいたしておるわけでありまして。したがって、これがこのままの形で被害率等の設定の前提になると、いろいろなところに問題が起きてまいります。

以下、具体的に若干お尋ねをいたしますが、まず最初に、掛け金率であります。掛け金率の算定の基礎をなすものは被害率であります。この被害率の算定の基礎になる期間ですね、この期間は一体何年間ほど予定をされておるのか、この点をお聞きをします。

○小暮政府委員 将来基礎資料が時系列で完備いたしました段階では、二十年というのを想定いたしておりますけれども、今国発足します際には、現実に九年間の資料を持って発足したいというふうに考へております。これに逐次累積して、二十年になるまで累積して考へるわけでございます。

○田中(恒)委員 二十年というものが妥当かどうかという問題もあるわけですが、当面二十年の資料はないわけなので、とりあえず九年というところでありますが、この九年のうち、四十四年、四十五

年、四十六年の三カ年については、試験期間中の被害率というものが非常に大きな影響を与えておると思ふのです。ところが、それ以前の、いわゆるあと六年間分については、何を資料として被害率算定に使用されたのか、この資料の根拠ですね、この点を……

○小暮政府委員 九年間と申し上げましたが、具体的には試験調査の期間、昭和三十八年から四十四年までの六年間を試験調査をいたしました。これは関係県に委託いたしましたので、それぞれ具体的な調査をいたしたわけですが、その際に、かんきつで申し上げますと、たとえば十県、六十七地区、六千二百四十七戸というものを調査対象といたしまして、県に委託して被害率を調査いたしてございまして、

それから、先ほど申しましたように、これらの調査期間六カ年の数字をそのまま使つて試験実施に移行したということではなくて、試験実施に移行します際に、これらのものにつきまして、農林統計その他入手可能な諸資料を利用いたしまして、実態に即応した若干の補正を行ないました。その上で試験実施に入り、その試験実施の三年間の数字をさらにとつた、こういうことでございます。

○田中(恒)委員 いずれにせよ、試験実施三年間の分とそれ以前の六年間の分については、試験調査並びに統計調査事務所の資料、それから県の資料、そういったようなものを既存のデータを使つて整えられたわけですね。そこで、試験期間、試験実施地域、三年間のものは当該地域における実態という形で出てくる。それ以前のものは統計数字で出てきた。それぞれの地域のものをやるわけですが、ここに性格的に多少実態が出たものと、いろいろ実験したものというふうでないものですか、違ふところですね。特に四十四年、四十五年、四十六年というのは、被害が比較的高い年が四十四年、四十六年にありますね。そこで、果樹保険の実施期間中も掛け金に比べて保険料の支払いが非常にたくさん出た、こうい

ることになってはいるはずですが、この特徴ですね。三年間の試験にやられた分は、これは実際値であって、しかも被害が比較的高い年であると思ふところですが、六年間は単なる系列的に統計で整備されたものである。この九年間を考へる場合に、三年間と六年間の分についてどう調整をせられてくるのか。中にはどこかにスライドをするというか、調子を合わせるような形にしてはどうかという意見もあつたと聞いておるのですが、この期間中の取り扱いについて被害率設定にあつてどうせられるのか。この点を明らかにしておいていただきたいと思ふのである。

○小暮政府委員 先ほども申し上げましたように、六年間の試験調査の数字とそれから試験実施の三年間をあわせて共済掛け金率の算定の基礎といたしておきます。それに両者の間にたとえばウェートをつけるというようなことはいたしておりません。さらに、その前に申し上げましたように、今後逐次数字がまた累積してまいります。通常の姿になりますと、四年に一べんずつ改定してまいりつゝよりでございます。本格実施の当初は特に二年に一度ずつ小刻みに修正していくというところで、新たな実績をこれにつけ加えるという形で、逐次修正をしてまいりつゝよりでございます。

○田中(恒)委員 もう一つお聞きしなければいけないのは、四十四年—四十六年の三カ年の実績値をそのまま使われるのですか、これを修正をせられておるわけですか。

○小暮政府委員 試験の六年の分につきましては、統計その他による補正をいたしましたけれども、試験実施の三年は原則としてその数値をそのまま使うという考え方でございます。

○田中(恒)委員 それは試験実施地域以外の、試験をしなかつた地域が今度ほとんど入るわけですね。その地域にもその被害係数というものが適用されるわけですか。

○小暮政府委員 試験実施を行なわなかつた地区につきましては、農林統計の年次別、市町村別統計等を利用いたしまして、試験実施をいたした地域地域の基準掛け金率との比較をいたしながらこれを作成するというところでございまして、試験実施のものをそのままということではございませぬ。

○田中(恒)委員 どうもその辺が多少被害率を出す場合の一つの問題のような気がするわけでありませぬ。特にこの三年間の被害の状況というものが、長い期間の間で一体妥当なものなのかどうか、いわゆる中庸をなしておるのかどうか、私は高い年次ではなかつたかどうかという気がするわけですが、こういう点をもう少し検討をしてもいいのではないかと、できればしたけれども、あとで掛け金の算定をめぐつて、国が二分の一補助をいたしますけれども、出されるものは一体どうなるかということ、掛け金、共済金、これが一番の問題でありますから、その根拠になる前提の中にいま二三の問題を出したわけでありませぬけれども、私は実際の被害設定の作業が始まっていると思ひますが、十分この辺の事情をより細部に分析をして、画一的にやられないように特に要望しておきたいと思ひますし、特に被害率については個別率というものが、個別に被害率というものの設定が最も好ましい姿であります。現実にはなかなか困難である、そこで一体どの程度に細分化を考へられておるのか、この点もお尋ねをしておかなきゃいけないと思ひます。

○小暮政府委員 ただいまの御要望の線につきましては、私も十分今後の実施面に御趣意を生かしたいと思ひます。先ほど申しましたように、本格実施移行の当初は二年ずつ小刻みに改定をいたして、できるだけ実態を明らかにするようににとめるつもりでございます。

なお、ただいま御指摘の点でございますが、共済掛け金率の個別化が望ましいというものは、私どももそのように思ひます。しかし、そのためには、結局、何と申しますか、加入の実績がかなり出てまいりまして、危険分散ということがこの制度の本旨でございますから、危険分散を可能にする程度にまで加入の密度等が広がってまいりますと、それに応じて具体的な係数等につきましてもいろいろふうの余地が出てまいるわけではございませぬ。そのほかに、先ほど来議論になっておりますように、発足当初はまだ二十年分という理想的な形でデータが累積していない、これから逐次データを集積していくという、資料の未整備の問題もございませぬ。したがって、実態が育つことと資料が次第に集積されること、これを期待いたしまして、逐次掛け金率を細分化していく方向に持っていきたいというふうに考へますが、当初は県内を若干の危険等級で分けるといふような形で、できるだけ地域の実態を反映させるようにしたいといふことを考へております。

○田中(恒)委員 危険等級というものは、何等級ぐらいに分けるのですか。

○小暮政府委員 ただいま申し上げましたような趣旨でございますので、初めからこれを非常にこまかくするわけにはまいりませんので、おおむね数等級というふうに考へております。

○田中(恒)委員 まだはっきりしてないのだと思ひますが、これはいま言われたような面もあると思ひますけれども、事務費の問題とか手数料の問題とか、いろいろほかに関係するところはあると思ひます。しかし、やはりできるだけ実態に沿つた——その他、あとで質問するいろいろな問題も全部共通の問題でありますけれども、ぜひしていただかなければならぬので、できるだけ可能な数字の把握される状況に基づいて細分化をしていくという形で検討して、進めていただきたいと思ひます。

次に、共済金額の問題をめぐつて特に中心になりますのは基準収獲量であります。その基準収獲量は一体何を基礎にして、どういう方法で出されてくるのか。この査定の方法、手段、この点をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 果樹の場合には、実はほかの作物と違ひまして、樹齢によつて同一の樹園地が次第に収獲の姿を変えていくという要素がございませぬ。そこで、基準収獲量を求めます場合にも、樹齢別の収獲量の推移を樹齢ごとのある程度想定したものを別途つくつておきまして、それを頭に描きながら農家からの申告に基づいて具体的な基準収獲量を定めるということをご予定いたしております。

○田中(恒)委員 樹齢別収獲量というものは、県一本で作成されるわけですか。これも教地区に分けられるわけですか。

○小暮政府委員 おおむね各組合ごとにそういうものをつくらせる考へてございませぬ。

○田中(恒)委員 組合ごとに樹齢別の収獲量をつくるわけですね。それから、果樹の単位価格ですね、単位価格を樹齢別収獲量にかけて出すわけですね。この単位価格は何を基準にして出されていくのか。その取り上げる期間は、どういう期間のどういう統計で出されていくのか。これも県一本で出していくのか、組合で出していくのか、この点もあわせて……

○小暮政府委員 共済金額の基礎となります単位当たりの価格のほうは、これは実際の販売行為としては、出荷のじょうずへたと申しますか、時期の選び方というふうなもので組合ごとにかんがりの差が起ることは現実でございます。また、同一の組合でも出荷の初期と終わりというところで違つてくる。そういうきわめて具体的な経済行為でございますが、ただ、共済制度の対象としてこれを考へます場合には、これはおおむね再生産を確保するような形で、ある一定の限度を補てんしようという考へ方のものでございませぬ。したがって、単価は県単位でこれを求める、県一本ということでも求める考へでございませぬ。その場合に、原則として過去四年間におけるキログラム当たりの価格のうち、最高と最低を除きまして、中庸二年の平均というもので考へたいというふうに出ておられます。

○田中(恒)委員 樹齢別の収獲量は各組合ごとに、単価は県一本というの、何かつじつま

が合わないような気がするのです。特に果樹の単価は地域別にたいへんな差があるわけですね。最近はいまいミカンとかリンゴとかぶくりというところが非常に盛んにいわれ出しておるし、農林省のほうもそういう指導をしておるわけですが、市場価格というものは品物によっては倍程度になるものすらあるほど高低がひどいわけですね。その単位価格を県一本でというのは、私どもの県でもミカンにしてもカキにしてもナツカンにしても非常に地域ごとに価格差があつて、極端にいえば、南側に面しておるところと北側に面した樹園地の相違で、同じ地域でも値段がものすごく違うわけですね。そういうものを全部全県一本でやるというのは、これは少し無理じゃないかと思うのです。私は収量の差よりも価格の差のほうがひどいのではないかと思うのですが、樹齢別の収量を組合ごとによれば、価格も組合ごとにするという方法はとれないのですか。

○小暮政府委員 ただいま御指摘の点は、果樹共済の中の収獲共済の基本的な性格論ともからんでくるように思います。先ほども申し上げましたように、これは売り方の問題が入つてまいりますと、やはり米のように一定の価格が国によって定められて、水分を基礎とした等級で価格がきつときまつておるものと違ひまして、物そのものの価値といふよりは、やはり売り方——売る時期の選び方、出し方、そういうものと密接にからんでまいりまして、きわめて具体的な商行為の結果でございまして、おそれるはかの面からもまた御議論があるかと思ひますけれども、価格変動の問題を一体どうするのだということが、実はこの制度を立案しました過程でしつちゅう議論になつておつた点でございまして、それらの点をすべて一応議論いたしました上で、本制度を収獲保険、収量保険、こういう形に実は整理いたして御提案申し上げておるわけでございます。試験実施の場合でも、もちろん具体的な価格のフレはそれぞれの試験地ごとにもかなりございます。非常にならされておる地域もございまして、最高と最

低の間に二割以上の差があつたような地区もございまして。しかし、これは収量保険であるというところからまいりまして、価格についてはその価格の水準を明らかにするということ意味で、県平均の一本の価格を求め、こういう考え方で、収獲量につきましては、樹齢別というものは果樹の場合にはぜひこれを求めないとならない、こういうことでございます。

○田中(恒)委員 そう言われましても、実際にはやはり再生産を補償するというところから、価格条件によつてたいへんな影響を受けるものでありますから、その辺がうまく組み合わせがでないと、加入する農家がこの制度に対して期待しておる願ひにマッチするかどうか。任意加入のたてまえをとつておりますけれども、あとで御質問しなければいけません。実質的には当然加入のようにならざるを得ないと思うのです。その場合に、確かに価格条件の問題についての議論はいたしましたし、いろいろこれについてはあとで御質問しなければいけないわけですが、やはりもう少しこの要素を何かの形で取り入れる設計を考へないか、この果樹共済というものが、せつかくつくつても農家の皆さんに喜ばれるようなものになるのかどうか。掛けっぱなしで、特に災害のないときは、いまの水稲でもそういう傾向が出ておるわけですが、きわめて不評判なものになつて、せつかくの皆さんの意図やわれわれの要望とは結果的には違ふようなことになりはせぬか、こういう気がいたすわけでありまして。この辺もやはり十分考へなければいけないのじゃないか、こういうふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○小暮政府委員 御指摘の問題は、角度を変えまして、こういう問題も含んでおると思うのです。一口にナシと申しましても、わけのナシとおくてもナシ、それも赤ナシの系統と二十世紀の系統というふうなことで、非常に出荷の時期も違ひますし、価格水準そのものが違ふというふうなものもございまして。これをナシ一本ということで制度を組むのがいいのか。そういうナシの中で、出荷の時期なり価格の水準なりというものは、おのずからある程度のグループングができるわけでございます。これも微細にきめましますとかなかなかむづかしくなりまして、赤ナシ系と二十世紀系とを交配しまして新しいものをつくつたりいたしますと、そういうものが大きな収量にまともになりますまでの間はどこに所属させたらいいかといったような、きわめて具体的な難問題も別途ございましてけれども、やはり体制として、一つのくだものを幾つかのグループに分ける、そしてそれぞれのグループごとに補てんの金額がきまる、こういうことを別途くふうしておるわけです。この点は、実は蚕繭とか水稲あるいは麦等の共済とは考え方が違ふわけでございます。やはり先生御指摘のような点を配慮して考へた一つの考え方であるというふうに思つております。

○田中(恒)委員 次に、共済金の三〇%の足切り問題であります。これについては、はたして三〇%の果樹災害というのが特別の場合を除いてあるのかないのかという意見が最近出ておりました。たいへんな大災害で当然激甚地等の指定を受けるような場合以外は三〇%の災害というのはいのじやないか、こういう意見もあります。稲作に右へならえよと言いますといろいろとまた理屈を言われましても、少なくとも稲作の場合は、農家単位二〇%の足切りというところを線に置かれておるわけですね。果樹の場合三〇%の足切りにしたという根拠ですね、この三〇%というものが、災害の状況から見て、ある程度果樹農家の要望にこたえるものであるのかどうか、この辺についての御意見はいかがですか。

○小暮政府委員 水稲の場合にも、一筆建てでは三割足切りということをやつてまいつておるわけでございます。農家建てにいたします際に、二割足切りということを先般新たに設けたわけですね。しかし、水稲の場合には、御承知のように、かなり長い制度の歴史の中で、きわめて詳細な収獲量

についての基礎が把握されておりますし、被害の発生態様につきましても、かなり微細な点まで把握できておるわけでございますが、くだもの場合には、それらの点は、今後制度の運営の中で逐次基礎的な資料なりあるいは地帯別の被害の発生態様といったようなものが正確に把握され、そういうものの歴史が積み上がつていくわけでございます。

将来の方向としては、私どもも、できるだけ補てんの割合を充実する方向に制度全体として持っていきたいという気持ちは持つておりますけれども、現在、果樹につきまして、収獲量を算定し、被害の程度を把握いたしまして制度として仕組みますには、おおむね三〇%足切りというのが最も妥当ではないかというふうに判断いたしておるわけでございます。

○田中(恒)委員 一筆単位の、いわゆる樹園地ごとの共済をやられるなら、三〇%というものもある程度妥当性があると私は思ふのですけれども、農家単位ということになりますと、園地が各地に分散をしておりますから、災害のあるところ、ないところが非常にきわ立つて出てまいりますだけに、この三〇%というものはあまり役に立たないのじやないか、こういうふうに感ずるのです。だから、いまお話をあつたように、この際、たとえば園地ごとの果樹共済の加入というものを水稲のように認めるといふ処置が並行されれば、三〇%の意味というものが部分的には出てくると思うのですけれども、園地ごとのものがこの制度にはないわけですね。加入は農家単位になっておるわけですね。園地ごとの加入という問題をお考へになる余地があるわけですか。

○小暮政府委員 今回提案申し上げております果樹共済は、園地ごとではございません。農家単位に近い形でございまして、その場合でも、先ほど申しましたように、温州ミカンとか桃とかいうものを一色に見ましても、たとえは温州とその他に分けるといったような形で農家の経営としてとらえますけれども、その中をさらに分け得るよ

うな形でございます。水稲共済のような徹底した農家単位ではないわけです。その点は実体がやや違います。

それから三割足切りでございますが、とにかく三割ございまして一割払うということで、その点もこれまでの共済制度とはやや違う手厚い仕組みを考えておるわけでございます。

それから、園地単位にできないかという問題につきましまして、実は果樹の場合に、検見によって収穫量そのものを見るときは、共済が確立して出荷した姿を把握いたしました。共済が確立してありますような場合には、品質低下の分まで織り込みもうような形の共済制度を仕組んでおるわけでございます。したがって、それぞれの農家の果樹の生産、販売の姿を園地ごとに確認するということは、技術としてもちょっと不可能に近いのじゃないかということで、園地ごとという案は実は初めから放棄いたしておるわけでございます。

○田中(恒)委員 いろいろな事情で園地ごとの加入を認めないということが、この保険設計上の問題、たとえば園地ごとの評価をやるということ、たいへんな人間を動かして、データもなかなかたいへんでできないというように、あるいは予算もそれに対応するだけの態勢がとれない、こういうことでむずかしいのであって、本来であれば、果樹の場合は、やはり農家単位よりも園地ごとをやったほうが加入者も多いと思うし、被害の実態に沿う災害制度の内容になる、こういうふうに私は思うのです。農家単位ということになつていくと、日本の果樹園が団地化しておればいいですけれども、非常に分散しておるだけに、プラスマイナス相殺するときは効果がでない、というように思うので、園地ごとの加入の問題というのは、いまの段階では全然問題にされていないように思いますが、私は今後の問題として十分考えるべきだと思うのです。水稲は園地ごとから始まって農家単位に変わってきたわけですね。果樹の場合は農家単位でとどまっておるわけでは

が、やはり園地ごとの加入も可能だという道を切り開くべきだと思うのです。

この点について、おたくのほうの研究会ですか、あのほうの答申の中にもそういう趣旨が織り込まれておるのじゃないですか。いかがですか。

○小暮政府委員 研究会では途中ではいろんな議論があったと思いますが、研究会から特に園地建てという御指摘をいただいております。はございません。

何と申しまして、果樹の場合には、今後むしろ次第に樹園地の団地化と申しますか、生産の段階の団地化と出荷の徹底した共済と申しますか、共済による出荷という方向へ果樹園芸が進んでまいらるべきものと考えます。したがって、私も私どもといたしましては、やはり果樹共済は樹園地ごとの共済という方向ではなくて、やはりある程度の自家保険の機能を含みながら、しかし一たん緩急の場合にはかなりまとまった金額が受け取れるという形での制度として育ててまいりたいというふうに基本的には考えております。

○田中(恒)委員 三〇%足切りの問題が妥当かどうかというところは、試験研究の期間では、災害等も比較的年に一度、全国的統計では三〇%の線の意味があるようにお考えになっておるかもしれませんが、新しい今度の本制度移行に伴っていろいろな地域の全体を合わせていきたいと思います。これも結果を見なければわかりませんけれども、私は、三〇%足切りで果樹災害の対象になっていく農家というものは非常に少ないのじゃないか、こういう感じがいたします。数字がおたくのほうもないし、こちらのほうもないので、この問題について詰めはなかなかできませんけれども、ですから、ここでやはり三〇%足切りの問題を再検討すべきだ、こういう主張を強く申し上げておきたいと思うのです。

それから、いま調査報告の中にもありました無事戻しであります。これも研究会の議論の過程ではいろいろ出ておりますが、これをやれなかつ

た理由、無事戻し制度をやるべきではないかというのが当委員会のこの制度についての決議事項の中にもあるわけですが、無事戻しをなぜやれないのか。これをこのままにしておけば、掛けたばなしの農家というものが多くなって、結局、いま水稲の災害制度にも国はだいぶ金を出してありますけれども、どこに欠陥があるのか、十分に喜ばれていない、こういう節もあるわけです。これは地域的にもしれませんけれども、農災制度については相当多いと思うのです。ですから、やはり無事戻し制度というものがその一つの回答として最近始めてきているわけですね。これを果樹の場合になぜのけたのか、この点を……

○小暮政府委員 あるいは私どものほうの担当者が御説明に上がりましたときに説明が適切でなかったのではないかと思いますけれども、今回の制度で無事戻しはやることになっておるのです。具体的には百二条の共済掛け金の一部払い戻しという規定が今回の果樹共済にも適用になりますので、その点の御懸念はひとつ解消していただきたいと思います。

○田中(恒)委員 それは私の理解の不足でありました。それではその次に、共済金の支払い割合の問題であります。いわゆる表をいただいたわけでありまして、当初試験実施の際に三〇%の足切りの段階と五〇%の場合と二つの方法で共済の支払い金額の計算は引き出されておったわけですね。これを三〇%に下げて一本化をしたということでありまして、支払い共済金については依然として三〇%と五〇%の割合のままに共済金が支払われる、こういう割合になっております。この曲線の問題であります。この曲線を三〇%を基点として一〇%まで一直線に結びつける、こういう形が当然なまえとしてはとられなければいけないと思うのです。それがとられなかった理由は掛け金が上がるから、こういうふうな聞いておるわけですが、一体どれだけ掛け金が上がるのか。私はこの場合に掛け金の増高というのはさ

ほど大きなものではないと思うのです。これはやはり政令事項だと思えますけれども、これは三〇%の線を基点として直線にやはり直していく、こういう処置をとるべきだと思えますが、いかがですか。

○小暮政府委員 この点につきましては、試験実施を三割足切りと五割足切りということでもやりましたために、これに即した共済掛け金率の算定をすべて一貫して三年間やってまいったわけでございます。したがって、本制度移行の際にこれらの点を全部調査し直すというわけにまいりませんので、試験実施の際に生産者に完全に浸透いたしております。三割被害がございしたら一割をまず払う、それから五割被害がございしたら三割払うというこの点を、今度の制度の発足の当初には持続いたす。それに見合った掛け金率に現在なっているわけでございます。ただ、この点につきましまして、今後制度の発展の過程でさらに調査を続行いたしまして十分検討してまいらる考えでございます。

○田中(恒)委員 これは発足の際に——これ、三割から一直線にやるのはむずかしいのではないですか。これはあとで皆さんがおきめになるのですから、三割と五割のままだと言わなくて、本制度に入る際に当初三割で出発することとしまつたわけですから、五割の必要性はなくなつたわけですから、三割の線を基点にしてやるべきだと思ふのです。そこを、ひとつかちんとしたくたさい。あとで検討して——もうこの問題については検討する余地はないと思うのです。それは数字だけ変えればいわけですから、さほどむずかしい数字ではないはずであります。ですから、三割出発を基点にして本制度は移行するんで、試験実施の期間は三割と五割の二つですから二つとつたので、今度は三割だけでですから、三割から始めてもらうというのがたてまえなんです、そのたてまえは貫いてもらわなければ筋が通らないと思ひますが、いかがですか。

○小暮政府委員 それぞれの段階ごとの被害率を

100

1

100

うならば、税法上は共済に売ったと同じような感じになりますので、これにつきまして直ちに課税関係を生じさせないということについては、一つの立法問題であるかと思ひます。現在の所得税法のたてまえ上、収入にかわるべき金額というものを課税しないということにはちよつとならないのではないかと思ひます。

○田中(恒)委員 あなたのとこでよくひとつ調べてみて下さい、実態がどうなつておるか。私もここに和歌山、島根、宮崎、愛媛の農業共済組合連合会のいろいろな資料をいただいておるのですけれども、その中に温州ミカンについては支払いの対象年次の対象とせず、保険支払い年次の所得として累進課税されておる、こういう項も入つておるのです。私も現に四十六年度の共済金が四十七年度所得で課税された。これは全然意味がなかつた、こういうことがあるので、末端の税務署ではそういう取り扱ひをやつてゐるところが部分的にありません。ありますから、特にいま申し上げた温州ミカン等の収穫時期の問題が手続上されておるところは、いま御答弁になつたように、明確に取り扱ひしてもらつたように処置していただきたいと思ひます。

それから、この共済事故に、品質の低下というもの損害評価の中に見る、こういうことになつております。この品質低下を見る見方ですね。これは農林大臣が、出荷体制等が整つておるところの地域を指定するということになつておるわけですが、こういう指定地域の基準、それから、その出荷団体と称するものは一体どういふものを称するのか、この点を少し明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 共同出荷を行なつております農業協同組合等で、農家ごとに出荷果実の品質の評価を常日ごろ行なつておられて、その評価結果が、農家ごとの出荷量に見合つて農家に対する販売代金の支払いの基礎として使われておる、こういうような場合は収量保険でありますけれども、その収量量が品質の低下分だけ量的に減つたもの

というふうな擬制してこの制度の中に組み込むことができるのではないかと考へておるわけでございます。したがひまして、そのような取り扱ひのできる組合は、組合員の全員についてだいたひ申しましたような出荷果実の品質の評価を行なつておることが必要だと思ひます。したがひまして、共済率が、個々の生産者ごとには多少の率の差はございまいしうが、少なくとも全員が共済に参加してゐるということが基本的な要件にならうかと考へておるわけですが。

○田中(恒)委員 全員が共済に参加しておるということ、全体の生産量の何%とかいふようなものもきめるわけですか。

○小暮政府委員 現在個々の農家ごとには共済に乗せる数量が半分以上ということでは共済に乗せておられます。ただ、全員がとにかく共済に乗つてない、さき申しました農家ごとの基準とすべき品質区分が出てまいりませんので、全員が参加しておつて、個々の農家ごとに半分以上というふうなことを基準にしたいというふうな考へておるわけですが。

○田中(恒)委員 この品質低下の損害評価というのはなかなかむづかしいと思ひますが、そうすると、出荷の、たとえば優品とか良品とか、こういうふうな選別しますね、そういうものが品質の基準になつていくわけですか。そういうものを出荷の場合に出して格づけというのか、あれを中心にして品質が昨年比べてどうであつたというふうな認定をするわけですか。

○小暮政府委員 これは現実の表をお目にかけると一番わかりやすいのですが、後ほどお届けいたしますけれども、秀、優、良という区分のほか、大ききによつてLとかSとかいふのがあるのは御存じのとおりであります。それに即しましてそれぞれ評価指数がきまつておられて、それを各農家ごとで総合平均して、たとえば七六・四といったようなものがきまるような仕組みになつております。ですから、いまの階級区分とそれから等級区分、その両者を総合勘案して総合評価点というものがきまるようになっております。その点数を具

体的な収量量の判定に使おうということでございます。

○田中(恒)委員 あとまだたくさんあるのですが、重要な点だけにしほつて御質問します。

果樹共済の責任分担関係で、超過損害歩合再保険方式というのか、たいへん私もわかりかねる方式であります。そういうもので、単位組合、連合会それから政府、この三者で、単位組合と農家共済保険、再保険関係、これを三つの段階に分けられるわけではあります。このうち通常標準被害率というもので、これをこえる五%、あるいは五%以下の部分を県段階で見るといふことになつておられます。この連合会が持つ五%というのは、これは従来の共済制度にはなかつた新しい負担部分になるわけですが、一体どういう意味でこういうのを出されたのか、その辺をちよつとお尋ねをしてみたいと思ひます。

○小暮政府委員 通常被害率をこえる部分については、たてまえとして国がこれを再保険するといふ考へ方でございますが、果樹共済は農家の任意による加入という仕組みで考へておられて、したがひまして、共済事業が全体として健全に運用されまして、連合会といたしましては全力をあげてその加入の充実と申しますか、そういうことについて組合活動としてこれを推進する必要がある。それは相互に危険を分散するため、適切な規模の方にはできるだけたくさん加入してもらつたということが必要なわけでございます。

それから損害評価の運営指導をまた連合会がやるわけでございますが、果樹はこれまでの水稲等とまたかわりまして、隔年結果の問題その他きまつて具体的な果樹特有の問題を含んでゐるわけでございます。全体としてきまつて適切な損害評価が行なわれることが期待されるわけでございます。

したがひまして、加入の促進につきましても、あるいは年々の事業の運営につきましても、連合

会が非常に高度の責任感を持つて組合を指導する、こういう形が期待されるわけでございます。これらの点を勘案いたしまして、通常被害率をこえます部分についても五%だけ連合会がみずからこれを負担するといふ仕組みを考へたわけでございます。

○田中(恒)委員 これはあまり特別な意味がなく、連合会のしりをたたくために五%をちよつと上積みした、こういう意味に理解してよろしいのですか。

○小暮政府委員 共済制度は農業の実態から見まして、国ができるだけ手厚く助成することを考へておりますけれども、基本的には、どこまでも生産者が相集まつてもに助け合う仕組みでございまして、決して国からしりをたたくなんという失礼なことを私ども考へておりません。制度の仕組みとして、できるだけ健全に動くようにということに関係者の間で相談いたしました結果が、このようになつたわけでございます。

○田中(恒)委員 どうもむづかしいですね。超過損害歩合再保険方式という、何か科学的な意味があるのかと思つたのですけれども、それはいま局長が言われたことは、本来単共だつて連合会だつてみな同じことでありまして、特別に五%の分を連合会に持たせなければいけない意味があるのか。果樹保険の場合、あるのかないのか。米、養蚕、家畜、それぞれこういう仕組みがつくられておる中で、ちよつと特異な形ですから、われわれどもはわかり知れない意味をお教えいただきたいと思つたのですけれども、いまの御質問では、みんな一生懸命やれ、こういうことを促進するためだといふ程度でありますので、どうも五%の意味がよくわからないのです。こういう複雑な形が次から次へ農災制度全体に新しく組み上げられてくるところに、実は私は全体の農災制度の骨組みといふものに支障をもたらすのではないかと、こ

ういう心配も感じるわけですが。

特に今度の場合、組合に一〇%の責任というのを持たせておるわけですね。これも組合の単位の

農業共済の關係者に聞きますと、これはなかなかたいへんだ、特に果樹共済は金額が非常に大きいので、そういう心配がありますし、共済金の支払いが不足をする、こういう事態が起きた場合にはどうするのだ、こういう質問も受けておるわけですが、この点は何かいい方法をお考えになっておられますか。

○小暮政府委員 元受け機関として単位組合が一部の責任を保有する例は、蚕繭共済にもあるわけでごさいます。制度全体の運営に支障はないというふうな思っておりますけれども、個々の組合の状況によりまして、かりに一時的に資金の需要があるということがございまして、共済基金からの資金の融通という制度が別途ございまして、それから、状況が削減を認めることを適当とするような場合には、別途削減という緊急避難の道も制度上はございまして、しかし、削減はなるべく乱用しないほうがいいわけでごさいます。基本的に、一部の責任は十分組合で負担できると思っておりますが、必要に応じて基金から資金を融通するということをごさいます。

なお、冒頭おっしゃられました点につきまして、先ほど申しました趣旨の一つの任意加入の制度を、できるだけ単位組合を指導して連合会が加入の促進につとめるという要素は、実は強制加入のものについてはないわけでごさいますから、このような形をたとえば水稲のほうに将来及ぼしていくというような考え方はございせん。

○田中(恒)委員 この削減の問題もいろいろお尋ねしたいわけですが、時間がありませんので、要だけお尋ねしますが、共済の責任期間は花の芽が出てからということ、翌年の収穫期まで相当長い責任期間になるわけですが、この場合に、たとえば新興地ですね。新しく果樹として伸びておる地帯が多いわけですね。そこで、この新興地というのは、大体年率一五%から二〇%、もっと高く生産量がぐんぐんふえていくわけですね、成木につきましても、そういう特徴があるわけですね。そういうところはだいたい前に、一年半ほど前に引

き受けをしてもらった基準収量と、実際に出てくる基準収量というのは、だいたい上がってくるわけですね。だから、引き受け反収というものの変更を考えなければいけないのじゃないかという意見もあるのですが、この辺はどういうふうにお考えになりますか。

○小暮政府委員 引き受けの期間が長いと申しまして、要するに、一年数カ月ということでごさいます。

それから、いまの問題は、実は樹齢別の数量の見方というものを、先ほど申しましたように、組合ごとにつくってございまして、共済にかけられます年の樹齢というものを頭に置いて判断するわけでごさいますから、御指摘のような点は、よほど基本的な技術の変化でもあれば別でございまして、けれども、一年数カ月の間に御心配のような点が出ることはないというふうな考えでございます。

○田中(恒)委員 共済にかけられる年というのは、花の芽が出たときでございまして、そういう年では、それから一年半ぐらいの間に、生産地における収量というのは相当伸びますよ。新興産地は一五%、二〇%伸びるのですから。だから、そういう場合に、引き受け反収というものの変更をすべきではないかという現地の要望は非常に強いのですが、これは検討してみよう必要があると思っております。

○小暮政府委員 若干誤解がありではないかと思っております。もし私の説明で不十分でしたら、業務課長から補足して説明いたさせていただきますが、樹齢別の収穫量の見方というものを組合ごとにきめておくわけでごさいますから、したがって、何年生ということとを頭に置いて、その年のものをきめるわけですから、その点は御心配のようなことはないうというふうには私に考えております。

○田中(恒)委員 そのときに樹齢別の年数を見て、実際に出るときは一年か二年前のを見て引き受け反収にせよ、こういう指導をやるというわけですか。そういうことでしょう。

○小暮政府委員 一年か二年前ということではな

に、その年に該当するであろう樹齢というものを、見てやるということでごさいます。先ほど申しましたように、樹齢別の早見表と申しますか、それ自身が技術の基本的な変化によって変わってくれば、そのものを直すということでごさいます。そういう基礎的な変化のない限り、その樹齢別のものを、その該当する樹齢を選ぶということでごさいますから、御心配の点はないというふうな申し上げたわけでごさいます。

○田中(恒)委員 そのところは、そういうふうにはちゃんと指導していただきたいと思っております。

それから、農業共済に対する補助問題でございますが、果樹共済の事務というものはなかなかたいへんだと私も思う。農林省のほうでも何か事務調査をやっておられるようですが、その結果はわかったでしょうか。水稲等と比べて園地も分散しておりますし、事務的には複雑だと思っておりますが、こういう実情の中で、事務費等に対する要望は関係団体非常に強いわけですね。一方、事務費にとらわれてさっぱり内容そのものが不十分だという面も出てくるので、この辺の調整をどういうふうにとられるつもりか。現実には相当仕事の分量がふえていくということは事実だと思っております。これらについての調査や事務費配分の根拠というものは一体どういうところに置かれるのか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

○小暮政府委員 果樹共済の事務量は、検見等の形でやっております。従来の農作物の共済とかわりまして、出荷段階もあわせて押えないといけないというふうな要素もございまして、従来以上にさまざまなふうな要素があるというふうなことを考えております。したがって、本年度において事務量調査につきましては予算をいたしておるわけで、本格実施までの間に、各種共済の事務量を、これまでの水稲あるいは家畜の事務量との間にどの程度の比率で原単位を求めるとかというふうなことに、年度内にこれを調査してきめるつもりでごさいます。

ただ、事務量全体の問題につきましては、実は

共済全体としては麦の作付の減少あるいは水稲の転作というふうな要素もございまして、全体として今後新種共済のほうに逐次精力を傾斜させていくといったような問題が基礎的にはございまして、経過時期にはその両者が重複するということでも事務的にかなり難渋することがあるのじゃないかと思っておりますが、長期的には、事務量は逐次いまして、またような形で交代が、選択的拡大という形で起こるはずだと思っております。

その問題のほかに、出荷段階を理解しなければいけないという意味で、共済組合だけでございまして、出荷団体に調査その他について協力を求めるということが、果樹の場合には特に必要ではないかというふうな考えをしております。これらの点につきましては、協力をお願いする根拠も法律の中に特に規定するというような配慮をしております。

○田中(恒)委員 これはいろいろ相反することがございまして、相当綿密に実態を把握して手続を踏まないと、実際に沿う共済金の支払い、災害評価等ができないという面もあるし、それに真剣に取り組めば取り組むほど事務費に対して十分な配慮がなされないといけないという面もあるし、いま出荷団体等を利用して出荷の調査資料を持ってきた、それで一発でさっと書類上やれば簡単かもしれないけれども、そうすると、関係者に対して非常に不公平な問題を残すことになると思っております。この辺は十分相互に見詰めたがら検討して、基本的には、農業共済の労務費なり人件費なりというものを法律に基づいて国が責任を持つていく、こういう方向で取り上げるべきだと思っております。特にいろいろ骨を折られたといいますが、けれども、何も米の共済に右へならえするということとを基準に私どもも言っておりますが、米あり、養蚕あり、家畜あり、それぞれ先例もあるわけでありまして、二分の一の掛け金の負担ということだけでなくて、全体の果樹共済の国庫投入というものをどうしていくかということについては、相当しっかりとした姿勢で取り組んでいただきたい

い、こういうふうに思います。

あと一、二問ございしますが、時間が参りましたので、農林大臣にあと一、二問御質問を留保して、私の質問を終わりたいと思います。

○三ツ林委員代理 瀬野栄次郎君

○瀬野委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について当局に質問をいたします。

去る五月三十一日から六月二日まで、熊本、大分方面の第一班として国政調査に参ったわけでございしますが、その節、現地からもたくさんさんの要望または将来の本法に対する要請等がなされてまいったわけであります。先ほど報告がございしましたとおりでございますが、本日の審議にあたりまして、以下、将来のために本法に対する質問を申し上げておきたい、かように思うわけであります。

御承知のように、昭和四十三年度以降、果樹保険臨時措置法に基づいて果樹共済の制度化のための試験が行なわれて、いよいよ昭和四十七年度をもって終了するわけでございまして、来年度から恒久的な果樹共済制度が創設されるということとで、私たちも本法の施行を鶴首して待つておったわけでございまして、たくさんさんの問題点がありまされども、将来逐次改善をするという方向で今回は新しくこれを設けられ、大いなる前進であるという意味で、われわれも賛意を表しておるのではありません。しかし、先ほど申し上げましたように、たくさんさんの問題点を残しておるわけであります。発足当初でございまして、今後こういう問題については逐次ひとつ検討を進めていたたいて、果樹農家の要望する線が一日も早く達成できますように、冒頭お願いをする次第でございいたします。

そこで、いろいろ本法の内容に入る前に、若干前もってお尋ねをいたしておきますが、本案の目的は第一条に明記されておりますが、農業経営並びに農業生活者の生活安定ということとを言うまでもありません。また、果樹の再生産を最小限に確保するということが当然のことであると思いますが、本

法施行にあたりまして、これらの問題は当然相關関係にあるわけでございしますので、これらを含めまして、具体的に本法のいわゆる真のねらいとするところ、こういったことについて、大臣がおいでございせんが、農林経済局長から立法の精神について冒頭承っておきたい、かように思います。

○小暮政府委員 果樹農家は、拡大してまいります果実需要に対応するために、現在、日本の農業が大きく転換しております主要な目標の一つでございします。しかしながら、気象条件等によりまして、不慮の被害を受けることもまたきわめて多い農家の分野でございしますので、これにつきまして、果樹農家の経営の安定と再生産の確保という観点から、従来ございました災害補償制度に加えて、共済制度を確立することによって果樹農業の振興に資したいというふうに考えておる次第でございします。

○瀬野委員 そこで、本法施行にあたりまして、加入方式の問題でありますけれども、これにもいろいろ疑問があるわけですね。こういった加入方式の問題と、初期においては本法によって果樹農家の何十％ぐらいが吸収できるというふうに見えておられるのか、また総面積についてはどのぐらいになるのか、この機会にひとつ明確に御説明いただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 果樹共済はいわば商業的な農業活動でございまして、その点、水稻のように、自給を含む農業分野と異なしますので、制度といたしましては、これを任意加入という形にいたしておりました。これに加入し得る規模というふうなもの、これを別途想定するという形で考えております。したがって、全員がこれに加入するという姿は想定いたしておりませんが、主要な樹種につきましてはおおむね栽培面積の五割程度、十二万ヘクタール程度が実施の場合の加入のめどというふうなことを考えております。

○瀬野委員 おおむね五割、面積にして十二万ヘクタールということですが、初年度として

は一応そういうことを想定しておられると思ひますが、今後五年、十年とやっていく場合に、将来はおおむねどのようなことを想定しておられるのか、その辺も検討してあるのか、もし検討してあれば、その点もひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 ただいま申し上げましたような趣旨で、きわめて零細な形で、経営に付随する程度の意味しか持たない樹園地等につきましては、この制度に入れることを予定いたしておりますが、それぞれの樹種ごとに想定されますある作付規模以上のものは、できるだけこれをまとめてこの制度に加入するよう方向に持っていきたいというふうに考えております。この点は、むしろ今後の樹園地の集約化の傾向と見合せて、何年程度で達成できるかということはまだいまの段階では申し上げられませんが、将来まとまった樹園地は全部これに入るような形に果樹農業の姿が進展していくことを期待しておるわけでございします。

○瀬野委員 蚕糸園芸局長にちよっとお尋ねいたしたいのですが、先ほど、オレンジの自由化の問題にからんで、蚕糸園芸局長から、一万二千トンの輸入、すなわち〇・三％に当たる、月に一個ぐらひはみな食べたい、だから、各人の各種各様な嗜好があるので、国民の嗜好に応じて輸入を考えていきたい、この程度であれば重大な悪影響は及ぼさないというオレンジの輸入についての答弁があったのでございします。また、この設定については、四月から九月、いわゆる競合しない期間に入れる、十月ないし三月には三千トンぐらひで考える、こういうことでございしますが、これは沖繩の分も含んでおられますか、その点、念のために聞かしておきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 沖繩の復帰に際しまして、沖繩が、当時琉球でございしましたが、琉球政府が入れておりました多くの商品につきましては、別ワケといたしまして、輸入ワケを別途復帰後設定しておる次第でございします。

○瀬野委員 復帰後も別ワケとして入れるということですが、どのぐらひ入れるのですか。従来はどのぐらひ入れておった、復帰後はどのぐらひ沖繩は別ワケとして入れるのか、その点も明らかにしたいだきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 沖繩にはほとんどかんきつ類はございせんが、多少はございしますけれども、これはほとんど自家消費に近いような形でございします。したがって、琉球政府時代におきましては約四千五百トンのオレンジあるいは台湾産のポンカン類が輸入されておったようでございます。

○瀬野委員 それは復帰前のことだと思ひますが、新生沖繩県として日本へ帰ってきたわけですが、今後はどういふような見通しであるのか、その点もさつきお尋ねしたのですが、答弁が漏れておりますので、その点ひとつ……。

○荒勝政府委員 どうも失礼いたしました。復帰後も、さしあたり復帰以前に行なわれておりました程度の輸入数量を基礎にいたしまして、今後の伸び率等も勘案して、さしあたり四千五百トン程度を割り当てることになります。復帰後時間のかかるに従いまして日本産の温州ミカンなりナツミカンなどの沖繩への進出も相当考えられますので、それらの事情を勘案して今後弾力的に対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○瀬野委員 そうしますと、おおむね現時点においては、本土並びに沖繩の分を合せましてオレンジは――台湾産のポンカンも若干入っているという答弁でありますが、いづれにしても一万六千五百トンというものが輸入される、こういうふうな理解していいわけですね。

○荒勝政府委員 沖繩の分を入れますと、計算上は一応一万六千五百トンというふうな数字になるわけでございしますが、その沖繩の分をいまして認めることになりました四千五百トンにつきましては、それをこちらの本土のほうへ移入といひますか持ち込むことは禁止いたしておりますので、

それはあくまで沖縄だけの消費分というふうに御理解願いたいと思います。

○瀬野委員 私、去る五月十九日、本会議でオレソ、果汁等の輸入の問題について佐藤総理に質問をいたしました。その前日農林大臣にもお伺いしたいと思っておりましたが、つい時間がなくて質問ができませんでしたけれども、たしか五月の十八日、十九日、田中通産相とエバリーとの会談、またたしか翌日にはエバリーと赤城農林大臣の会談等があったわけですが、その結果については大臣が本会議でいろいろと答弁しておられました。また、その詳しい内容については、われわれそばにいたわけじゃございませんので、知るよしもなかったわけですが、われわれが仄聞し、いろいろ推測するところによりますと――過般三月に質問しましたときに、今回の一月六日のいわゆる日米会談並びにその後の牛場・エバリー会談等を通じて、日本が自由化については一方的に一年凍結というのを言っている。アメリカ側はそんなことを言っていないというところで、ニクソンの大統領選挙等々からいわずにまた強力な自由化の要請がなされてくるであろう。現時点では、先般、当委員会から自由化問題でアメリカに派遣された皆さん方の意見を聞きますと、自由化はしないというふうなことでいろいろ話を承っておりますが、その裏には、あくまでも一年凍結というの日本側だけの主張であって、アメリカ側の主張ではない、いつどのように向こうから強い要請があるかわからない、自由化はされなくてもワクの拡大を強く要請してくる。そういうふうになりますと、結局は、自由化と同じ結果になるということで、果樹地帯ではたいへんな心配をいたしております。まあ今回の当委員会の調査においても、先ほど報告がありましたように、自由化の問題の促進について、さらにワク拡大について特に検討また配慮していただきたという要請が強くなされてまいりましたわけでありましたが、そういったことを踏まえまして、先ほど蚕糸園芸局長から、無差別には入れない、こ

ういうふうな答弁がございまして、私、何かしらん少し不安を感じ、また考えが変わったような印象を受けたわけでございます。一万二千トン並びに沖縄が四千五百トン、こういってことでありまして、今後ワクの拡大が国会が終ったあとでなされていくんじゃないかというようにも懸念される。その点ひとつ明確にお尋ねをしておきたい。午後農林大臣もおいでになるようです。後ほどまた大臣にもよくお聞きしたいと思っておりますが、局長の立場での答弁をひとつ伺っておきたいと思うのです。

○小暮政府委員 個々の物資の話に入ります前に、エバリー云々という御指摘もございまして、農林経済局から一言お答え申し上げておきたいと思ひますが、通貨の改定がございまして依然として日米の貿易の収支が好転しないというところを理由にして、アメリカ側が貿易上の問題について事務レベルでいろいろと話し合いたいというふうなことを言っておることは事実でございます。これに対してどのように受け答えるかというところは、政府部内でまだ態度を決定いたしておりませんけれども、私も農林省としてそういう相談にかりにあまりきつません。たとえばオレンジの一万二千トンのように、正式の通商代表と私どものほうの駐米大使との間でのかなりの時間をかけて一九七二年において幾らというふうにきめましたものを、簡単に議論の俎上に乗せるべき筋合いのものではないという姿勢で臨むつもりでございます。

○荒勝政府委員 ただいまの小暮局長からの御答弁のとおりでございます。私が先ほど申し上げましたのは、今後四十八年度以降のことについて、輸入ワクを設定しながらオレンジの輸入について弾力的に数量を調整してまいりたいというふうな趣旨で、無差別には輸入は行なわないというふうな表現にいたします。ただいまお話がありました十七年度に關します限り、ただいまお話がありましたように一万二千トンというところで、上期九千トン、下期三千トンということで、輸入数量につ

きまして日米両国政府間で協定いたしました数字につきましては、ただいまその数字を要するような作業は全然いたしていないというのを申し上げたいと思ひます。

○瀬野委員 いまの両局長からの答弁で一応了いたしました。いざいざにしても、いま果樹農家は生産調整の中で、農家の三本の柱の中の一つとして果樹に取り組んでおられて、先行き不安をかかえながら営々と経営にいらしてございまして、まあそういうことで今後農家の意欲が減退しないために、輸入ワク拡大等についてはひとつ慎重な態度で臨んでいただいて、ワクの拡大をしないように、また国内かんきつの生産に対して十分な保護をしていただきたい、かように思うわけでございます。

午後、また農林大臣に伺うことにしまして、次に共済法の内容に入っていきます。こう思ひます。

共済目的の中の類区分の問題でありますけれども、現行の類区分では、価格、被害の実態及び収穫期等の異なるものが同一類とされておるために、適正な被害の補償というものが受けられないといううらみがあるわけでございます。そこで、本格実施の場合、実情に即するように改善してまいりたいという強い要望が出ておるわけでございます。当局も十分御承知のことだと思っております。本格実施にあたっては、同一類に属する各品種については一体として基準収獲量及び共済金額の設定がなされて損害の評価が行なわれるようにする方針とされておるようでありまして、そのためには、被害の危険度の異なるもの、また収穫期の異なるものごとに類区分を設定することが実情に即した措置ではないか、こういうふうに思われるわけでございます。この点については、現在、農林省でもいろいろと検討しておられるような御答弁のようでありましたが、政府の具体的な方針をさらに一そう明らかにしておいていただきたい、かように思ひます。

○小暮政府委員 果実につきましては、同一種類

のものでございまして、品種または栽培方法が異なりますと、収穫の時期が違つてまいります。また、被害の発生態様も品種、栽培方法等によって異なつてまいりますので、これらのものを適切なグループに分けて、指定果樹の種類ごとに保険目的の種類を定めたいと考えております。具体的には、たとえば温州ミカンにつきましては、おせ温州と普通温州に分けるといふようなことを考えておるわけでございます。

ただ、その際に、果樹の種類によりましては、これはあまり微細に分けずと、そのものにつきまして危険分散の可能性がなくなるといふところまで細分化するわけにはまいらぬわけでございます。

それから、果樹農家の一つの特徴といたしまして、全く異なる品種を掛け合わせて新しい品種をつくり出すというふうなことが常時行なわれるために、これらのものがある定まった種類として、相当の数量、相互に危険分散できるような数量までふえてまいります過程において、これを適切なグループに属させることができない、あるいはその属させ方に非常な困難を感じるというふうなものがあると思定されます。これらのものにつきましては、実態を十分精査いたしまして、適切にこれを措置するような方向に考えてまいりたいと思ひますが、経過的な時期があるということとは、御了承いただきたいと思います。

○瀬野委員 今回、対象が予定されておるのは六種類の果樹でございまして、この六種類のほかに、当然現在検討の対象となつておるものがあるわけでありまして、果樹法の第二条に基づいて、果樹農家振興基本方針等の対象となつておる、すなわちカキ、クリ、梅、桜桃といった果樹等があるわけですが、この地域の特産果樹に対して今後どういふふうな取り扱いをされる考えであるか、今回この点もひとつお伺いしておきたいのです。南九州ではポンカンがあるし、さらには沖縄のバイン等もあるわけですが、こういったもの等についての対象果樹拡大についての今後の方針

はどういうふうな考えておられるか、この点、ひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 基本的には、果樹農業の振興のためにこの制度を設けたいというように考えておりますので、果樹振興の対象となつております果樹の中から可能なものを逐次指定してまいりたいというように考えております。ただ、指定するにあたりまして、やはり全国的な危険分散がどの程度期待できるか、それから料率の設定が可能な程度に被害の発生態様が把握できるかどうか、あるいは具体的な共済需要が相当のまとまりであるかどうか、これらの三点について検討する必要があります。

○瀨野委員 さらに、特殊果樹の除外が規定されておりますけれども、法案の第二百二十条の二の一項によりまして、特定の果樹については共済の引き受けができないことになっておりますが、いかなるものが特定果樹として除外されるのか、この点もひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 先ほど御説明したことと関連するのですが、種類を分けました場合でも、全く新しい枝変わりとか、新しい交配品種というようなものが出てまいりまして、そのものについて被害の発生態様を明らかにするには相当の時間がかかるというふうな場合に、これを農林省令で指定いたしました。共済の対象から除外するというようなことを予定いたしておるわけでございます。これは実は、ある種類について共済にかけるといふような場合には、そのものについての全面積を共済にかけたいという仕組みが別途ございまして、から、そこを共済にかけなくていいのだというところを逆にきつりさせませんと、まぎれが生じますので、そういう規定を特に設けておるわけでございまして。

○瀨野委員 この樹体共済で、どうも基礎データが整わないため、幼木は対象外に置かれるということになっておりますけれども、この幼木の取り扱いについて、生産地の果樹保険関係等は、今回

もいろいろ調査の結果、現地で陳情がございまして、生産農家等も幼木をぜひ制度の対象とするようにしていただきたいということでございまして。これに対する見通しはどういうふうな立てておられますか、また、いかなる検討をしておられるか、この機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 樹体被害を見ます際に、果樹として定着してから実際に果実を生み出すようになるまでの間に若干の年数があるわけでございまして。定着前の問題は、むしろ植栽の問題として処理すべきだと思ひます。活着したあとは、やはり将来共済の対象としてこれを考えてまいりたいというふうな方針としては考えております。

ただ、幼木段階の被害の発生態様等につきましても、実は調査の段階でもそこまでの調査をいたしておりません。試験実施の際にも、成木についての樹体被害の調査をやつてまいりました経緯がございまして、制度発足当初から幼木の樹体共済を仕組むことができなかったわけでございまして、これについては若干の年数をいただきます。基礎調査を行ないまして、制度の中に入れる方向で検討させていただきたいと考えております。

○瀨野委員 幼木については、ぜひひとつ早い機会に制度の中に入れるということと検討していただきたい、かように思ひます。

次に、品質低下によるものの損害という問題があるわけですが、今日のうちに価格が激しく変動しておる場合におきまして、品質低下の実態を適正に評価するということが大事であります。その減収を補てんすることは技術的には非常にむずかしいということでございますけれども、生産者はこの方式がはたしてどのように運用されるかということが心配であるということ、この点は大部分の国東半島でも話が出ましたことなんでしょうが、品質低下を共済金支払いの対象に含める地域は農林大臣が指定をするということになっておりますけれども、この指定基準、出荷系統団体等

をどのように想定しておられるか、その点についても明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 品質低下を共済事故とすることができるとは、農協等の果実の出荷団体を中心としたしまして、共通、共販が行なわれており、これらの資料によつて十分品質を加味した基準収量の設定、あるいは実際の収穫量の把握が適正に行なわれるというふうな認められる地域を指定する考えでございます。具体的には、組合等の会員の全員が共販に参加しており、その個々の農家ごとにおおむね五〇%以上共販に乗せておるといふようなことを指定の基準にいたしたいというふうに考えております。

○瀨野委員 ただいま説明ございました地域数は、どのくらい想定しておられますか。

○小暮政府委員 これまで関係県の担当者や事務的な打ち合わせをいたしております段階での中間の観測でございますが、樹種によつて若干異なると思いますが、おおむね果樹共済に参加した予定の組合の二割ないし四割というふうなものがこの制度に乗ることを希望いたしております。

○瀨野委員 この地域指定に対する具体的な運用ですね、これはこの法案を検討される段階でいろいろ詰めてこられたと思ひますが、それについて内容をひとつ具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 ただいま申しましたような基準で考えるわけですが、出荷団体等が次第に統合して大型化の過程を歩んでおるわけでございまして、ある法人格としての組合の全地域がいま申しましたような基準に達してございせんが、その組合のたとえば半分がまとまった形で大型の共済場のもとでいま申しました基準を十分満たしておるというふうな場合には、必ずしも組合の地域にこだわらずに指定し得るようなことも考えております。しかし、基本的にはどこまでも組合単位に、さつき申しました共販率、その度合いを判定してこれを指定したいというふうに考えて

おります。

○瀨野委員 次に、共済事故の場合でお尋ねをいたしたいと思ひますが、最近の防除用の薬品による被害の発生、または公害の蔓延等と関連しまして、薬害や公害も共済事故とすべきじゃないかという意見が一部にあるわけでございましてけれども、農林省で認定されておりますところの防除用薬品の使用による被害の発生等もございまして、これらの事情を背景に、公害や薬害についても共済事故の対象に加えるべきじゃないか、こういうようなことがいわれておるわけですが、すでに農林省で認可をしておるこういったものについても薬害があるというところで、いろいろとあちこち問題が出ておるわけでございまして。

そこで、公害や薬害は、いわば人為的な災害であるというところで、これを事故の対象としない、いわゆる災害補償制度のたてまえ上しないというふうなことがいわれておりますけれども、現実には被害の発生が見られますし、また今後発生を予想されることでもございまして、この対策を含めまして、この点についてはどのように検討しておられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 病害の問題につきましては、今回御提案申し上げております制度では、これを全部共済の対象にすることにいたしておりますが、公害、薬害につきましては共済事故とすべきではないというふうな考えております。公害は、一般に工場、事業場等が人為的な原因によつて害を及ぼしておるものでございまして、具体的には責任者の把握がなかなか困難であったり、補償の追求等に現実の困難があることは私も率直に認めますけれども、しかし、農業災害補償制度のたてまえとしては、このいづれかに加害者が明らかにあるというふうなものにつきましては、そのほうに追求すべき性格のものであつて、農業者の組織する共済制度の中でこなすべき問題ではないだろうというふうに考えております。薬害の問題も、これは共同防除による場合、あるいは個人防除による場合、若

干態様を異にするでありましょうが、いずれにしても、薬剤の使用法を誤るといった人為的な原因によって被害が生じた場合には、これを共済制度の対象と考えるべきではないというふうに見ております。

○瀬野委員 そこで、農林省等によって認定されている防除用薬品の使用によって、明らかに被害が出た、こういったことが認定された場合といえども対象にならない、こういうふうな理解するのですか、それとも将来はそういったことは検討していくという方向であるのか、その点、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○小暮政府委員 農林省が農薬として使用することを認めておるといことは、その農薬としてはある使用の方から定まっておるわけでございます。その使用の方に即して使つてなおかつ被害が発生したという場合と、使用の方を誤つたという場合があるわけでございます。使用の方を誤つた場合は、先ほど申しましたように、これを共済の対象にするわけにはまいりません。しかし、たとえば、具体的な例になります。ジベレリン処理をいたしましたとは、ある程度の湿度があることが望ましいわけでございます。ジベレリン処理をした直後に異常な干ばつが続くというふうなことになるものと、そこに、ジベレリン処理をしたことと干ばつということが、ある種の被害が出てくるということが確認されております。こうした場合に、ジベレリン処理をするための使用方として一般に認められた使用方をいたしましたけれども、不幸にしてその直後に干ばつが続いたというところで、被害のような形で被害があらわれるという場合がございまして、こういうものは、連合会等において十分実情を審査の上、被害として認めることがあり得るだろう、まあ一つの具体例でございますけれども、そういうふうに見ております。

○瀬野委員 次に、本法の施行にあたりましたいへん問題になる点は、基準収獲量の定め方でございます。前段でもいろいろ御質問が出ておりますが、

したが、果樹保険のいわば重要な背景となるというふうな私には思つておるわけですが、基準収獲量の設定方式の具体的な内容とか、果樹の特性である隔年結果の現象を基準収獲量にどのように反映するかということですね。もちろん、肥培管理あるいは経営のあり方によつては、隔年結果もある程度防げるわけでございますが、事実はいくつか傾向にあるわけでございますので、その点も含めまして、どのように考えておられるのか、またいかなる決定をされるのか、その点、ひとつ御説明いただきたいと思います。

○小暮政府委員 基準収獲量の設定にあたりましては、あらかじめ組合ごとに樹齢別の標準収獲量を定めておきまして、具体的には、加入農家から申告をしてもらひまして、加入農家の申告を基礎として、農林統計調査資料その他を参考といたしまして、これを決定するわけでございます。

隔年結果の問題につきましては、栽培上そういう姿がどうも現実にあるということが、かんきつ類等では認められておりますが、これを技術的に、来年は必ず豊年である、あるいは表年であるというふうな事前に言い切ることはどうしてもできないようでございます。ただ、結果として、長年の統計を見てまいりますと、明らかに隔年結果とおぼしき姿が現実にごさいます。今後技術の進歩によつてこういうものが次第にならされることを期待いたしますけれども、当分こういうことが続くのではないかと見ております。そういう樹種につきましましては、たとえば過去の平均をとりまして一つの判断の基準をつくりますような場合に、奇数年をとりまして、その中から最も最低を落とすというふうなことをいたしますと、たとえば、過去の統計上去年が豊年に当たりそうであるというときに、奇数年から上下一つを落とせば、そういう年が色濃く反映するといったような平均のしかたがあり得るのではないかとこのことを検討いたしております。しかし、そういうことが特に必要となるのは、かんきつ等常緑樹であつて、落葉果樹には、隔年結果ということば、統計的には確認で

きないようでございます。

○瀬野委員 そこで、品質低下を共済事故とする場合、基準収獲量の調整というものは、具体的にどんなふうな考へておられますか。

○小暮政府委員 農家の申告に基づいてきめまして、御指摘のような点を十分織り込んだものとして決定されるわけでございます。

○瀬野委員 果樹は、御承知のように、永年作物でありますから、災害を受けた場合にその被害が数年にわたつて収穫に影響する、こういうふうな思われるわけですね。また、九州においても四十二年でしたか、ひどい干ばつがございまして、過去十年の間に大なり小なり九回くらの災害にあつております。一回あつたひどい干ばつにあつては、樹勢が三年ないし五年くらいいたむという打撃を受けるわけでございます。そういう影響を受けるというところによりまして、収獲量が相当減少するということが起きてくるわけでございますが、このような場合に、基準収獲量というものは、そういう長期にわたつて樹勢が回復しない場合はどういうふうに検討されるのか、この点について伺いたしたいと思います。

○小暮政府委員 樹体共済の対象となるに至らないという程度で樹体、樹勢が弱まるといいますか、そういう形が数年間継続するような場合に御指摘のように想定されます場合には、やはり基準収獲量が下がってくるという形で処理をされるわけでございます。

○瀬野委員 次に、料率の問題について伺いたしますが、果樹生産農家等においては、試験実施期間中における災害発生が多かつたことにかんがみまして、この点は昨年よりもございまして、たとえば、ちようど実施期間中に災害等が多かつたわけでございますけれども、この料率算定の具体的方法をどういうふうな考へておられるのかということが、今回の調査でもいろいろ問題になってまいりましたのでございます。試験実施を行なわなかつた地域の料率はどういうふうにして設定するのか、もち

ろんこれは、日本列島はリンゴの地帯とミカンの地帯と縦に長い国でございますので、地域的にたいへんむずかしい問題があるわけでございますけれども、試験実施地域が比較的被害率の高い地域であつた場合には、その被害率を他の地域にそのまま適用するというには問題があるということと、また、果樹の土地条件、栽培技術、こういったものによつて被害の発生状況は相当に違うわけでございます。個別料率を設定すべきではないか、こういうふうないわれが出ておまして、本格実施の料率はどのくらいになるのかということがいふと現地でもお話が出たわけですので、こういった点について明快に、検討されまして結果をひとつお知らせいただきたいと思います。

○小暮政府委員 水稲と異なりまして、きわめて局地的にさまざまな姿のあるのが果樹栽培の実態でございますので、そのことはやはり任意加入という形と基本的に違ふ面があるわけでございますが、それにしても、できるだけ関係者が理解しやすい納得のしやすい形のものにして加入率を高めることがこの制度のために必要でございますので、御指摘のような点につきましては、私どもも基本的には、加入の実態が次第に成熟し、しかも統計資料等が逐次実行の段階で累積されてまいりますれば、できるだけ御指摘のような御要望にきめこまかく対応するような形に運用を保持してまいりたいと基本的には考えおります。

ただ、別の委員からも御指摘がございましたように、そのことは逆に、事務のあり方とのバランスもございまして、あまりにもこまかいことをいたしますと、かりにいまの統計資料等が将来整備してまいりましても、制度が全体として経費倒れになるという危険も含むわけでございますので、グループ分けをし、適切な形でバランスをとることが必要であるというふうに考へております。

そこで、発足当初は、かなり大づかみでございますけれども、それでも、先ほど来申し上げてお

りますように、果樹の種類ごとに、一本にいたさず、お世あるいは普通あるいはその他の種類というふうに分けて分けます。その上にさらに、県内を危険等級に応じ若干の地域に分けるといふような配慮も、発足当初にはいたしたいといふふうに考えております。

○瀬野委員 先ほど議論されましたが、足切りの問題ですけれども、現行の試験制度に引き続き、本格実施においても三割足切り方式が採用されることになっておりますけれども、これが被害の発生の多発状況等からしまして、保険設計上やむを得ないものであるとすればいたし方ないといふこともいえるのであります。生産者等の間には、今回の方式について、いろいろな懸念の席においても、こういったことに対してはなお不満を抱くというところで、強い意見と要望が出たわけですから、三割足切り方式を採用された根拠についてひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○小暮政府委員 試験実施の際には五割足切りと三割足切りの二つを実施いたしたわけですが、研究協議会からは両者の選択方式でもよろしいのではないかと回答をいただきましたけれども、試験実施の経過から見まして、五割足切り方式というのは、生産者がこれに対してあまり賛意を表さないというふうな判断をいたしましたので、三割足切り方式一本にいたしましたわけでございます。

なお、これをさらに二割にしたらどうかというふうな御指摘につきましては、果樹については被害の発生態様につきましても実態が区々でございまして、先ほど御指摘の隔年結果というふうな果樹に特有の問題もございまして、制度全体として、共済制度の健全な運営といったことから考えますと、当面三割が最も適切ではないかというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○瀬野委員 次に、加入方式の問題で、たとえば品質低下が補償の対象とされる場合は、損害評価について困難な問題もあるわけですが、単

に果実の減収のみを対象とする場合については、園地方式の採用を認めることができるのではないかとおぼしめるので、この点について加入方式の問題で、農家単位としておられますけれども、果樹生産者の多くは、樹園地が散在しているために被害補償の機会が多くなること等を根拠として、いわゆる園地単位の採用の要望が強いわけですが、これに対しては本法施行にあたっては大体どういう方向に考えておられますか、この点もひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○小暮政府委員 果樹農業の今後の発展の方向をいたしましては、これをできるだけ樹園地の集団化をはかり、集団的な生産の組織と出荷の組織という方向に持っていきたいと考えております。また、果樹共済におきましては、散在する樹園地を対象とした樹園地立というものは、制度としてこれをとらなかつたわけでございます。今後の方向をいたしましては、これを採用する考えはございません。

○瀬野委員 次に、果樹共済にかかる国庫補助の助成等についてでございますけれども、掛け金の二分の一を国庫負担することとしておりますが、米麦、家畜、蚕繭等々の共済に比べて低過ぎはしないかというところがいろいろ議論されておるわけですが、他の共済における掛け金国庫負担割合は全国平均で水稲が約五九%、蚕繭約五七%、家畜約四九%であります。十アール当たりの掛け金の国庫負担及び農家負担割合はどのくらいになるのか。果樹農家の負担能力等から見まして、この点についてはどういふふうに見ておられますか。その点、ひとつ検討の結果を御説明いただきたいと思っております。

○小暮政府委員 十アール当たりの掛け金の試算は温州ミカン、ナツミカン等で二千元から二千三、四百円、リンゴで千三百円から千六百円というふうなことに相なっております。

○瀬野委員 今回の九州方面の熊本、大分県の調

査におきましても、果樹共済事業費の負担金については職員設置費を含めまして全額国庫負担とせよ、こういった要望が強かったわけですが、これは全国的にそうであらうと思っております。これに対して政府は、国庫負担をどのように考えておられるか、この点もひとつ明らかにしていただきたい。

○小暮政府委員 水稲共済、蚕繭共済は、御承知のように、強制加入というところでございまして、水稲につきましては、先般、最近の米穀の需給事情等を勘案いたしまして、国庫負担のあり方を一部手直しいたしましたけれども、しかし、基本的には強制加入というたてまえのもとに、被害の高なものにつきましてはきわめて高率の国庫負担をするという考え方がございまして、そのことが水稲共済の平均の国庫負担率を五割以上にしておるわけでございます。果樹の場合には、家畜共済と同様に、任意共済という考え方でございまして、家畜が平均四九%でございます。果樹が五〇%ということ、任意共済としてはおおむね妥当な線ではないかというふうな考えております。

なお、事務費を含めて全額国庫負担にせよという御指摘でございますが、事務費につきましては、強制加入の水稲を含めまして、全額国庫負担という形は従来もっておりません。ただ、果樹共済の実態を本年一年さらに事務費の面から調査いたしましたので、本格実施の際に、適切な補助のあり方を確立したいというふうな考えております。

○瀬野委員 最後に、二点お伺いして、一応午前の部を終わりたいと思っておりますが、この試験実施の終了に伴いまして、連合会の収支過不足の取り扱いが一応問題となると思うのですが、これに対して連合会によつては赤字を出しているところと、またかなり黒字になっているところと、いろいろあるわけですが、農家も赤字を出したものに就いては加入についていろいろ不安を感じるという問題があるし、また余剰金を出した連合会について、今後これを払い戻しせよというふうな意見も出ておるわけですが、こういった問題

についての見解はどういふふうに政府はお持ちであるのか、その点、お尋ねしたいのであります。

○小暮政府委員 共済制度は、これはもう申し上げるまでもないことではございますが、全国的に横に危険分散するという問題のほかに、年次の、いわば縦に危険分散するという両方の要素を含んでおるわけでございます。したがって、数年間の試験実施の場合に、これをある年度で区切りますれば、剰余を生ずる連合会と、不足金を生ずる連合会がございまして、それは普通言います赤字運営の不始末と申しますか、管理者の不適切な行動によって何か不良赤字が累積したというような性格のものではないと思っております。

したがって、試験実施から円満に本格実施に移行いたします連合会にありましては、かりに移行の時点で不足金が発生しましたら、これを別勘定に計上いたしまして、新たに発足する本格実施の勘定が今後逐次剰余を生み出した場合には、これを補てんするというようなことを考えておるわけでございます。

ただ、切りかえのときに、不足金でなく剰余金を生ずる連合会が当然あるわけでございます。これにつきましては、試験実施をやりました際のいわば沿革と申しますか、経過的な事情が当然ございまして、当初試験実施の設計では、たぶんあまり共済金を支払われることがないのではないかと、いう理解を一般の生産者の方がいたしまして、なかなか試験実施に参加しようという機運が出てまいらないということがございまして、かりに余りたらずからということを言うことによつて試験実施に参加してもらったという経緯が一部の地域にあるようでございます。それらの事態を踏まえまして、当委員会におきまして、当時、試験実施してかりに剰余を生じたらどうするかというふうなことについての意見の交換が行なわれ、関係者がそれを希望するならば払い戻すという趣旨の答

弁が政府側からなされたという経緯がございす。これらの経緯は十分尊重しなければならぬというふうな考えをしております。

○瀬野委員 果樹資金の問題についてお尋ねいたしますが、このことについては午後農林大臣が見えた席でお尋ねをしたい、こういうふうな思っておるのですけれども、農林経済局長の御意見もこの機会にお伺いしておきたい、かように思っています。

今回、熊本、大分の調査にあたりまして、現地でも至るところで要望なりまたお話がございまして、現在果樹農家はたいへんな借金を持つておるわけですね。熊本の場合でも大分の場合でも平均して二百から三百万はまず借り入れ金をかかえておる。多い人で二千万から三千万、それもかなりの数の人がおるわけがございす。しかも、その借入れ金の内容が、果樹振興法による資金または近代化資金、農協ローバーというように、いろいろな種類の資金を借りておまして、償還がいつ終わるものやら、どの部分の利子がいつ終わって、据え置き期間が終わって償還に入るものやらさっぱりわかりませんというふうなことで、経営上不安を持つておられます。さらには、将来の果樹自由化の問題とからんで意欲が減退しつつあるというふうな状況で、経営上困難が感じられるわけがございす。

そこで、農家といたしましては、実際に植栽をいたしましてから十年以上たちまして成木となつて、いよいよ収穫をするという段階になるまでに償還がどんどんやってきて、実際には収穫ができないうちに償還が来るというふうなことで、至るところでもっと長期、低利の金融の道をぜひ開いていただきたい。政府のほうは、いわゆる農業の三本の柱の一つであるこの果樹に対して、もっと思いやりを持つてやるべきじゃないか、ぜひこういうことを国会でも詰めていただきたいというふうなことで強い要請があるわけがございす。農家の言い分としては、そういった各種資金をこの際一本化して、総合的な資金として長期、低

利、十年据え置き、二十年ないし二十五年償還というふうな、しかも利子は三分以下というふうなことにしないとなかなか成り立たない。そういうふうなところについて全部資金を一本化して償還に当たる、こういうふうな考えがほしいという要請があるわけがございす。われわれもかねがねそういうことをしみじみ感じておつたわけがございす。熊本、大分、福岡県においてもそうでありまして、また山形、福島県に調査に行かれた各委員のお話を聞いてもそういう要請が強かつたし、北海道等の畜産関係においてもそういう要請が強いわけがございす。これらの問題について経済局長は十分実態を掌握しておられるか。この問題が解決しない限り、今後果樹はたいへんな悩みをかかえていくというふうなことになります。こういう問題が一番たいへんな問題になっておるわけがございすけれども、このことをどういうふうな当局は検討しておられるか、局長の御見解を承りたい、かように思っています。

○小暮政府委員 御指摘の点を私も二通りに分けて実は理解いたしておるわけがございす。

一つは、果樹農家のように確にかなりの長期を要する営農形態のものにつきまして、制度資金のあり方をどう考えたらよいかという問題でございす。この点につきましては、御指摘のとおり、かなり長期の据え置き期間を必要とする。また、償還期限もかなり長いものが適当であるというふうな私どもも考えておまして、現に果樹園経営改善資金は据え置きが十年、償還期限が二十五年というふうなことでございす。また、総合施設資金という形で土地取得資金を含めて総合的な資金の借り入れができます仕組みでも、据え置きが十年、償還二十五年というふうなことでございまして、十分通常の果樹園経営の姿に対応し得る制度であるというふうに考えております。

を造成しておるものの償還の問題でございす。これは果樹園経営のための資金の貸し出しの仕組みは、いま申しましたように、据え置き十年、償還二十五年というふうな形になっておりますが、たとえ未墾地取得資金あるいは農地等取得資金といったような据え置き期間が三年というふうなもの、これも果樹については十年という制度が別途あるわけがございすけれども、こういうものとの関連、あるいはその部分を一般のローバー資金に依存したというふうな事情が過去においてございまして、いま申しましたような形での制度に初めから乗った場合と違ひまして、償還面にさまたげな問題があり得るだろうと思ひます。しかし、これはどこまでも経営の実態に即してそれだけの融資の機関がこれを指導し、判断すべきものでございまして、経営としてこれを設計し、一定の償還計画を立てて借入金を起こしたわけがございすから、これを途中で一括して新しい資金に借りかえてしまつてというふうな安易な形はやはり許されないうわけがございまして、それだけの経営の実態に即し、たとえば農林漁業金融公庫が貸しております資金でございすれば、公庫総裁の権限の中で償還を円滑ならしめるように償還計画を繰り延べるといったような制度がございすし、あるいは農業近代化資金でございすれば、それぞれの計画に即して通常貸しておりますそれらの法定の期間の範囲内でさらに償還計画を組み直すというふうなことも、具体的な経営の実態に即して指導することは可能でございすけれども、過去において借りましたものを一括して新しい制度に乗りかえるということは適当でないというふうなことを考えております。

○瀬野委員 金融問題で、経済局長、もう一点お伺いしておきますが、いま新しく制度に乗りかえるという考えはないか、こういうことでございすけれども、まあそれはそれとしてまた年後いろいろと論議することにして、来年はいよいよ農林中金も五十年を迎えて、法的には期限が来るというところで、むろん存続していくことになりま

すが、この農林中央金庫の五十年を迎えて、系統資金のいわゆる交通整理をすべきだということが各種団体からもいわれておるわけがございすし、われわれもそういうふうな思ひますが、来年を一つの契機としていろいろ金融面を考えなければならぬと思うのです。農林中金のそういう五十年目を迎えて、また今後存続されるという段階になるわけがございすけれども、そういう機会に、こういう果樹を含めて長期資金、こういうものについてもいろいろ検討すべきではないかと思ひますが、果樹のみならず、そういう全般の資金について局長はどういうふうな考えて対処しておられますか、この機会にひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○小暮政府委員 農林中央金庫は制度金融を分担しておるわけがございせんので、農林中央金庫法の改正の問題と御指摘の点は直接はつながらないわけがございす。ただ、そういうことでなしに、最近の農業生産の実態あるいは政策の方向といったものとの関連で、制度融資と系統融資の職務の分担関係あるいは各種の制度資金の相互の関係、こういったものにございましては十分実態に即した交通整理をすべきであるというふうな考えを以て、これらの問題につきましては、十分これを検討してまいりたいというふうな考えております。

○瀬野委員 おっしゃる通りに、農林中央金庫と本法による先ほど申し上げましたような総合的な資金の問題は直接つながらないことは承知しておりますが、いずれにしても、果樹農家の要請というものが、先ほど申し上げましたように、長期しかも据え置き期間の長い資金を一本化して借りかえる、また乗りかえるというふうな制度にぜひ持つていってほしいというふうなことで、当委員会でも、各委員といまお話しを進めておりますが、ぜひこういう小委員会をつくつて今後進めるべきであるというふうな意見が出ておるわけがございすけれども、これは今後の問題とすることとしても、いずれにしても、来年は農林中央金庫も

午後一時二十九分休憩

午後二時四十五分開議

○松野(幸)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田中恒利君。

○田中(恒)委員 午前中、果樹共済につきまして事務当局からいろいろお話を聞きまして、質疑の応答を繰り返してきたわけですが、二、三点この際農林大臣に御所見をお尋ねをしておきたいと思ひます。

一つは、農業共済制度のこれからのあり方というところでありますが、すでに御承知のように、米の作物共済から蚕繭、乳牛、肉牛、種豚、こういう家畜共済がこれまで実施されておるわけでありましたが、今回新たに果樹共済ということでもた一つふえるわけですが、いろいろ聞くところによりますと、鶏の卵の共済あるいは野菜のビニールハウス等の共済等、新種共済部門の準備もすでにせられておるといふことでありまして、この共済制度というものがこういうふうにより各部門ごとに、品目別に一方ではほとんどふえていく、しかし、実際にこの共済あるいは保険の仕組みの上からいくと、なかなか単品ではやれない矛盾も一方では出てくる心配もあると思ふのです。しかも、現状の米の農業共済にいたしましても、必ずしも政府が考へておるほど農家の間評判がいいかというところ、地域によつてはたいへん評判のところがたくさんあるわけですから、そこで、私は、この農業共済制度の今後のあり方というものは幾つかの問題があります、これからの方角として、こういうふうに分細化した品目別の、経営部門ごとの共済制度というものを今後どんどん仕組んでいくのか、あるいは、農林省はことしの予算で経営共済といったようなものの調査研究もせられておるようですが、こういう総合的な形で農業所得全体の災害をカバーしていくという観点でもっていくのか、その他、ほかにいろいろいい案があるのか、

こういう問題にいまぶつかっているような気がしてならないわけでありました。したがって、この際、農業災害補償制度について果樹共済が新しく追加をされてくるわけで、これはまあけっこうなことなものでありますが、将来のあり方として、農林大臣はどういうふうにお考えになつておるのか、この機会にお尋ねをしてみたいと思ふわけでありました。

○赤城國務大臣 農業経営全体というものが、農家から見れば、結局は対象になるわけですから、そういうようなのが望ましいことと思ひますが、いまのところ、なかなかこの保険設計というか、これは非常に技術的にむずかしい面もございますので、品目別ということについて、検討する時期に検討する。いまが時期だと田中さんおっしゃいますけれども、私のほうでは、もう少し品目別でやってみて、価格のいろいろの欠陥とか、総合的にやつたほうが得だとか、いいとか、こういうことを検討してみまさんと、いまだうという話を申し上げる段階ではない。私のほうではそういうこととでございます。

○田中(恒)委員 私、経営全体の共済制度がいかにどうか、これはいろいろ問題があると思ふのです。農家の立場に立つてみても、稲作が悪いのに、豚や果樹をやつておるとなると混合してやれる共済がはたして成り立つかどうか、これも疑問です。ですけれども、無方針にこの農業共済というものを——農業が非常に分化をしておるから、分化をするに伴つて災害が加ふさつてくる。しかも、比較的土台が弱いから、おそろしくこもこもという形の、農業共済に対する要求が私は強くなると思ふのです。これを保険制度なりあるいは共済制度の仕組の中に組み立てるにあつては、幾つかの前提なり条件がなければならぬか、できぬと思ひますが、その辺の方針もあらかじめかちやはり立てられた上になされる必要もあろうかと思ひますし、経営的な観点の災害制度が好ましいかどうかということについても私の異論もあるし、問題もたくさんあると思ふの

ですが、何かそういう点についての根本的な、この農業共済の基本的なべき方針をこの際明らかにしてないかと、どうもこの農業災害補償制度というのは、名前はいいし、要望のあることも事実でありますけれども、もう数年前からこの農業共済の改正の問題はいつも問題になつて、中途はんばに終わつておるわけでありましたけれども、この際、果樹共済が新しく追加されるにあつて、この点についてやはり農林省当局として、よほどこれらの問題についての将来の展望も押えておかなければいけないのじゃないか、こういう意味で御質問をしておるわけでありました。

次に、大臣にさらにお尋ねをしておきたいのは、私はこの農業共済の一つの問題は、組織上の問題があると思ふのです。いわゆる農協もそうですけれども、単位の共済組合、県連合会、さらに国が再保険するといふこの三つの段階がはたして必要なのかどうか。この問題は、やはり根本的に洗つてみなければいけないと思ふのです。特に農業共済組合というものがこの数年来大きく合併をし始めてきております。一部には、市町村移管といふものが法改正でできるようになつて、市町村へ移管する分野も大きくなりましたが、最近逆に、市町村移管が合併共済組合へまた戻つてくる。大体都市単位——農協や漁協等の場合は、合併といひましても、いろいろむずかしい問題があります。農業共済の場合は、比較的相当大規模の地域単位の合併が進むのではないかと、こういうふうに思ひますが、こういうことになつていきますと、はたしてこの三段階というものがいいのかどうか。正直言つて、国もこの農業災害補償制度には相当の金をぶち込んでおります。その分が末端の農民に対してなかなか十分にそれなりに出てこないという不満が多いわけですね。これはやはりこの事務費なり系統上の組織上の問題も私は一つあるんじゃないかと思ふのです。この際、私は一べんにやるとかやれとかいうことじゃありませんけれども、この三段階の問題についても、重要な問題として農業共済のあり方の課題として

五十年目を迎えるということになりますし、またいろいろなこういつた制度金融が畜産、果樹またあらゆる面においても問題にされております。交通整理をする必要があるというふうにいわれております。そういうことで、また別な機会にいろいろお尋ねをし、論議をすることといたしますが、先ほど申し上げましたように、この果樹の農家に對して、一番いまだこへ行つても根本的な問題として悩んでおられる問題は、多種多様な資金を借りて、その償還にたいへん困つておられるという状況があるわけですので、局長も十分その点は御存じだと思ひますが、ひとつな一そうの果樹農家に對する金融制度について検討していただいで、今後農家が安心して経営できますように御配慮いただきたい、かように思ふわけですが、冒頭申し上げましたように、いよいよ本年度で試験期間が終つて、来年度から果樹共済の実施ということになります。初期でありますので、かなり問題もたくさんあるわけですが、けれども、時間の制約もございまして、一通り政府の見解を承つたという程度に終わりましたが、今後に残された問題がたくさんございますので、どうかひとつ困難な問題を克服して、おそかつたわけですけれども、その中でもようやく実現の運びに至つたといふことは、当局の御苦労のほどはよく承知いたしておりますので、本日各委員からの質問または問題となつておる点については十分ひとつ検討を進められて、毎年毎年改善をされまして、つづばな共済になりますように、また新種共済が次々とできていくようにひとつ今後推進をはかつていただきたい。

このことを申し上げ、ちょうど約束の時間が参りましたので、あとの問題は午後農林大臣に若干お尋ねすることとしまして、午前の質問をこれで終つておきます。どうもありがとうございます。

○三ツ林委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

検討すべきじゃないかと思うのですが、この点について大臣のほうはどういうふうにお考えになつておるか、お聞きをしておきたいと思うので

○赤城国務大臣 合併すること自体は私はよいことだと思ひますが、合併することによつて、この中間の連合会の団体というのをなくしてしまつたほうがいかどうかということについては、相当研究を要する問題じゃないかと思ひます。というのは、やはり県段階等におきましては、損害の評価などにつきまして統一的な評価をしないか、ならぬ。団体が大きくなつたからといって、各団体ごとに評価の基準などが違つていくようなことでは、これは保険の性格からちよつとまずい場合もある。やはり均衡というか、標準が同じような損害評価が必要だということもあり得ます。それから、危険分担というふうな、保険の根本的な制度から、その二つあつてもいいというふうな見方もあります。その他、そういうふうな関係がございまして、単位団体が大きくなれば、もう国が再保険だけすればいいということだけに私は踏み切れないと思ひます。でございしますから、単位団体が、共済団体が大きくなることはけつこうでございしますが、その結果、中間の連合会というものが不必要かというところも私は考えられませんが、いまのような段階制度がいまではいいのじゃないか、そういうふうには私は見えております。

○田中(恒)委員 団体問題は農災だけじゃなくて、農協等も含めて非常に大きな問題であります。この取り扱いがなかなか複雑で簡単にいかないことは重々承知をいたしておりますけれども、農業が非常に大きく変貌しておるだけに、私は二段階がいいというふうに早急に結論を出す段階でもないと思ひますけれども、農災制度のあり方の問題として、やはり組織上の問題について相対的をしぼつて、一ぺん洗い直しをする必要がある、こういうふうに思つておる一人でありまして、特にこの制度の発足の際に意見として申し上げ

げて、大臣の御所信をお尋ねしたわけですが、次に、果樹共済の問題をめぐりまして非常に大きな問題になりましたのは、先ほどの質疑の中で、二意見の交換をしたわけでありまして、価格面をどうするかということでありまして、これは先ほど局長の御答弁もいただいたわけですが、基本的に収量共済——収穫、収量という形で押えてきたわけでありまして、価格の動向というものは、まあ別途要因というものがたくさんあるわけですから、これは諸外国で仕組まれておるわけでありまして、それはいいけれども、現実、極端に言えば、たとえばこのナツミカン、これはグループフルツの自由化でたいへん値段が下がるのじゃないかといつておたのですが、いろいろな需給事情で値段が昨年の約倍近くに上がつて、農家全体の所得は、昨年より多少低いですが、収量が相当減つておりますから……、そういう状況がしばしばこの果樹には繰り返されてくるのでありまして、いわゆる減収になれば、値段は上がつて所得は上がる、これが一般的に出てくるわけですね。この問題は、将来、今度の場合は除外しておるわけでありまして、将来価格保証という形なのか、あるいは思い切つて農産物の価格支持政策という形で踏み込んでいくのか、こういう大きな道筋に関する問題が含まれておると思ひます。農林省のほうでもいろいろ問題点として残して、今後検討していくことのように思ひますが、私も根本的には価格支持政策という観点で押えるべき種のものだ、こういうふうにしておるべきけれども、これから果樹の品目もあと幾つか年とともに加わつてくると思ひますが、やはり価格問題が焦点になつてまいりますし、この運用にあつてもやはり価格動向というものが、この保険制度の、共済制度の生命を制する要素が非常に強いわけでありまして、この価格共済、価格の動向というものとこの制度、農林省としてこれをどういうふう位置づけをお考えになるのか、この点もこの機会にお聞きをしておかなければならないと思ひますが、大臣なり事務当局の

ほうでこの問題についてさらに突つ込んだ御意見がありましたら、お聞きをしておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 価格の変動を保険の仕組みの中に入れるかどうかというところは、私は問題であり、いま田中さんの御指摘のように、価格の変動というものは、これは価格支持政策と裏表になつて、価格支持のほうからの観点から考えていかなくちやならぬと思ひます。たとえば野菜なんかいまそ

うでございしますが、野菜は暴騰、暴落というものが非常に多いものですから、これは価格支持制度のほうで——災害ではありませんが、不利な立場になつた場合に、それを補てんしてやるとかそういう方法をとつていますが、その方面で行くべきじゃないか。だから、保険のほうで価格の問題、まあ実際には自然災害を対象としておるわけですから、農業災害保険のほうは、そういう意味におきまして、価格のほうは支持制度のほうで扱つていくべきだ、こういうふうに私は考えております。

○田中(恒)委員 価格政策はたいへん重要な問題ですが、果樹については各果樹の価格制度を今度新しい発足をさせられたわけですが、将来この制度の内容の充実もまたよりでありませうけれども、できるだけ早急にこの果樹共済制度のささえになる果樹全体の価格支持政策の樹立に向かつて農林省としては考えを持っておる、いまの大臣の御答弁はこういうふうに理解してよろしいですか。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘がありましたように、農林省といたしまして原料果実の価格安定対策ということで、四十七年度からミカンとそれからリンゴにつきまして、それぞれジュース用の原料につきまして何らかの形で価格安定対策を打ち出したいということ、そういう予算をお願いしたわけですが、われわれといたしまして、こういった果実の加工用の原料につきまして、さらに今後ともジュースのみならず、かん詰め等の種類につきましても価格安定制度を大いに拡大強化してまいりたい、こういうふうに考えて

おる次第でございします。なお、生食用の果実につきましては、生産、出荷の安定という観点から植栽計画を立てますとともに、出荷の調整ということに重点を置きまして、倉庫等、さらに低温貯蔵庫等の設置等を行なうことによりまして、出荷の安定によりましてあわせて間接的な価格の安定に資するように努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございします。

○田中(恒)委員 経済局長にお尋ねをいたしますが、果樹の価格保証ですが、こういうものについては今後検討を進めていく。今度組まれたこの制度の研究会等の報告も受けておるわけですが、価格というものを加味した保険設計というものも考えていく、これはできるかできぬかは別にしても、そういう意思は持つておられるわけですか。

○小暮政府委員 果樹共済制度の本格化のために研究会を行ないました際に、各委員からさまざまな御発言がございまして、価格の問題は今後の問題というふうにあの報告には書いてございします。したがって、その御報告の趣旨に従つて私どもとしてなお研究を続けるべきであるというふうには思ひます。

ただ、農災制度の本質を、先ほど御指摘ございましたように、個々の作目についての収量保険という形でできるだけその制度を高め、適用対象を広げてまいります問題と、いまのような価格の問題とはやや次元を異にする問題だと思ひます。当面は需要がきつめて強い新種共済の開発に全力を注ぎたいと思ひます。

価格の問題は、収穫保険に価格を加味するといふ問題ではなくて、先ほど御指摘がございしたように、農業経営そのものの、経営の不安定さに対してどのような制度があり得るかという検討課題の一環として研究を進めることはあり得ると思ひますけれども、収量保険に価格を加味するといふことは保険の設計としては無理だというふう

に思ひます。

価格の問題は、収穫保険に価格を加味するといふ問題ではなくて、先ほど御指摘がございしたように、農業経営そのものの、経営の不安定さに対してどのような制度があり得るかという検討課題の一環として研究を進めることはあり得ると思ひますけれども、収量保険に価格を加味するといふことは保険の設計としては無理だというふう

に思ひます。

価格の問題は、収穫保険に価格を加味するといふ問題ではなくて、先ほど御指摘がございしたように、農業経営そのものの、経営の不安定さに対してどのような制度があり得るかという検討課題の一環として研究を進めることはあり得ると思ひますけれども、収量保険に価格を加味するといふことは保険の設計としては無理だというふう

考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 大臣に最後に御要望申し上げて、御意見を聞きましておきたいと思ひますが、午前中來私共各委員も質疑をいま進行中でありますけれども、果樹共済等につきましても、これは果樹共済だけじゃありませんが、稲作、米の場合は資料も相当古いものからたくさん精密なものが整備されておりますけれども、果樹等新しい部門についての統計資料は非常に不十分でございます。さらに地域別に非常に様態が違ふわけですから、これを国全体で県単位で保険設計に仕組むということでありまして、非常に内容的には問題のある箇所がたくさんあるわけでありまして、これは一つ一つの具体的に詰めていけば、矛盾だらけのものが出てくる可能性が非常に強いのです。しかし、私もその問題を指摘しても、現状の中では最大公約数ということになれば、政府のとられた処置についての一応の了解をしなればいけない面もあるわけですから、しかし、やってみていく上におそらくこの果樹共済については相当大きな行き違いがありますし、法律や政令で処理することよりも、運用の面で具体的にきめていかなければいけない問題がたくさん出てくると思ひます。したがって、この果樹共済は、今後品目の問題ももとよりでありますけれども、掛け金の問題にいたしましても、基準収量のとり方にいたしましても、いろんな重要な事項についてそのつど大胆に変えていく、こういう姿勢がとれないと、この制度の内容充実が期せられない、こういうふうに思ひます。

そこで、非常に未熟な形で——正直言つて農林省はあまり自信ないと思ひます。未熟な形でやらなければいけないことからこういう形が出たわけでありまして、この運用等については、そのつどどうしこの内容を実態に沿うように変えていく。特に資料も十分整備をしていくし、それだけの地域の実態というものを考慮した果樹共済の内容にしていく、こういう必要があるかと思ひます。この点について大臣からはっきりこの機会に所見を明らかにしていただいて、私の大臣に対する質問を終わります。

○赤城國務大臣 御承知のように、果樹共済に踏み切るまでには試験もすいぶんやってきたわけでございます。ですから、果樹共済には御指摘のようないことが非常に多いわけですから、データがそろつたら地域的ないろいろな問題をいまから組上に乗せて、改めるべきことあるいは運用でそれができれば運用のほうで、これは御指摘のようない形に変えるべきものは変え、運用でまたやれぬものはやるといふように弾力的に進めていかなければ、万全とはいえないにしても、この目的に沿わないことだらうと思ひますから、そういうふうにしていきなさいと思ひます。

○松野(幸)委員長代理 瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について、農林大臣にお尋ねをいたします。

本法については、午前中一時間半にわたつていろいろ当局に質問をしてまいつたところでありますが、午後大臣が出席されることを得ましたので、若干の点を大臣に質問をしたい、かように思ひます。

時間の制約等ございますので、はしよつて質問を申し上げるわけですが、まず、本法施行にあたりまして、私たちも去る五月三十一日から六月二日に至る三日間現地調査をいたしてまいりました。私たちは一連で、熊本、大分の果樹地帯を主体として見てまいつたわけでありまして、その節、各種団体からまた地元果樹園芸農家から特に要望がたくさんあつたわけですから、事務的な問題等については午前中質疑をしてまいりましたが、大臣に基本的な問題等についてあらためて伺ひをいたしたい、かように思ひます。

まず、本法の施行にあたりまして、この法案についてはかなり問題もあるわけですが、大臣自身本法についてはどのように評価をされ、また将来の果樹共済のあるべき姿というものはどういふふうに考へておられるか、その点、まず最初に大臣

に御見解を承りたい、かように思ひます。

○赤城國務大臣 果樹共済につきましては、もうすいぶん前からこの制度をしなくてはならないという声は国会等におきまして、あるいは外の方面からも非常に強かつたので、これはどうしてもやりたひ。しかしこれはなかなか複雑ですから、試験研究をしながらやってきたような状態でございます。で、これからは、先ほど田中さんにも申し上げましたが、いろいろデータや何かによつて改めるべき点もあるかと思ひます。また、運用の点で十分万全を期するといふようなことも必要だと思ひます。

しかし、将来はどうかということでございますが、日本の農業の上において果樹、畜産、こういう方面は非常に大切な部門として伸ばしていかなければならぬ問題でございますから、そういう問題に対する保険といふ共済、これはぜひ続けていかなければならぬ。まずいところがあるれば、それをだんだんいいように直しながら、この果樹共済、果樹共済制度といふものはずっと続けていくべきものだ、こういうふうに私は考へております。

○瀬野委員 果樹農家に対しては、本法によつて生活の安定をもちろんはかる。と同時にまた目的にもありますように、果樹の再生産を最小限確保していくといふことはもう当然のことだと思ひます。また、この二つが相関関係にあることも当然だと思ひますが、しいていへば、どちらかにウェイトを置かれて検討しておられるのか。どちらにも同じようなウェイトを置いておられるのか。その点大臣としてどういふ御見解であるか、ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○赤城國務大臣 経営のほうか生活のほうかと非常に割り切つた質問で、どっちをとるんだと言われても、両方とる、こう言うはかないのですが、しかしその道筋といふものはあると思ひます。やはり生産面といふものを通じて果樹農家の生活をよくしていく、こういうことでなければ、果樹農業といふものを進めていくこともできませんし、

果樹農家も中途で果樹農業といふものが挫折するような形になりますから、やはり生産、経営を通じて果樹農家の生活をよくするといふ方向へ持つていかざるを得ない、また持つていくべきである、こう思ひます。

○瀬野委員 農林大臣、今回の調査に限らず、いま果樹農家は、本法の施行については新しい共済制度として一歩も二歩も前進であるといふことで、各地域においては高く評価をして喜んでおるわけでありまして、もちろん、今後に残された問題点の改善もさることながら、それにつけても、午前中もいろいろと論議したところでありまして、先般、オレンジ、果汁等の自由化といふ問題が先行きたいへん心配されております。言うまでもなく、自由化にならずとも、ワク拡大等によりまして、果樹生産農家は生産に意欲が何となくない、また減退しつつある。先行き不安で、それがどうしても頭から離れないといふのが実情でございます。農家の三本の柱である果樹政策に不信感を抱いていられるのが、今回の調査でも直接そういつたことを耳にまいつたわけでありまして、先般、五月十九日の本会議で私も農林大臣にいろいろと質問をいたしました。その節、大臣は、エバリー通商代表と会われたわけですが、また五月十八日には田中通産大臣とエバリー通商代表と会つておりますし、今後の自由化についていろいろと話があつたわけでありまして、その節、大臣の答弁によりまして、日本に自由化を迫るような要素は私との話では全然なかったといふような趣旨の答弁がございましたし、また日本の農業とアメリカの農業、こういうものをよく検討してもらいたい、その上で、確かに国際収支の不均衡はあるけれども、全体的に見れば日本のほうは赤字でアメリカのほうは赤字になつておるか知らぬが、農産物においては日本のほうは赤字でアメリカのほうは黒字である、こういうようなことをおっしゃつておられます。事実、その後エバリー通商代表と何か話をされたのか、また、あくまでもオレンジの自由化に対しては断固これを阻止する、またワ

クの拡大についても十分慎重にやる、こういうこととに変わらぬと私は思うのですけれども、農家は果樹共済ができても、自由化によつて、または自由化によらずとも、ワク拡大によつてかなりの不安を抱えております。その点についてあらためて大臣から、その後の経緯等も含めまして、果樹農家のためにひとつはつきりとした、安心できる御回答をいただきたい、かように思うわけですね。

○赤城国務大臣 エバリー氏と会ったときも、私が農林大臣であるということとを頭に置いて話だろうと思いますが、そういう意味で、本会議でも御答弁申し上げたように、農産物の自由化という話は出ませんでした。それで、その後においても、残つておるものはもう農産物の中でも非常に重要なもので、ことに果汁などの自由化というものは私はすべきでない。これはどうも聞いたと思うところ、どこからかそういうような機運のようなものが出てくるので、私はあまり好ましくないのですが、出てきてもそれは自由化はしない。ワクの拡大というようにつきましても、私は果樹農家が困るようなこと、果樹農家があとさきするようなことでのワクの拡大ということは差し控えていきたい。あくまで果樹農家と均衡のとれた、被害を及ぼさないようにやっていくという基本的な考え方のもとで、ワクの拡大ということがあつても、それとにらみ合わせた上でやる、こういうふうな考えでおるわけであります。

○瀬野委員 そこで、さらに農林大臣は、その節、アメリカの農務長官を招待するという意味の話をなすつたやに本会議で答弁があつております。日本の農業事情をぜひ見てもらいたい、こういうことである。アメリカの農務長官を招待することを約束した、こういうふうな私にははしか聞こえたのですが、その点については事実か。また、農務長官を呼んでどういふことを農務長官に訴えるつもりであるのか、その点、この機会に明らかにしていただきたい、かように思います。

○赤城国務大臣 その際に話が出、私も繰り返しておりますように、日本の農業というものはアメリカの農業とだいぶ違う。アメリカの農業はもう輸出産業にまでなつてほとんど輸出している。日本の農業というものは自給農業の域を出ない、そういうことで輸出産業などというわけじゃない。これは日本の農業事情を見れば一目してわかるはずだ。私はアメリカに行つてもそのことを話したので、アメリカの私と接触した人はそれを理解しておるようだ。しかし、わからないというか、理解できないものもあるだろうから、日本の農業の実態というものをちょっと見てもらうと私の説明がよくわかるはずだ、こういう話をしたものですから、エバリーさんも、農務長官が行つてみたいというふうなことを言っているがどうだろうかと、こつたやういふ、いや、それは私のほうから来てもらいたいと言いたいぐらいいだ、よかつたら私のはうで招待するから、日本の農業の事情というものをよく目で見、調査してもらえば、私が自由化の問題などで主張していることがよくわかると思うから、ぜひ来てもらいたい、あらためて招待状を出しましょう、こういうことで別れたのでございませう。その後、アメリカに行つておる日本の大使を通じて、御招待するから、適当な時期に来て日本の農業の事情でも見てください、こういう連絡をしてあるわけでありませう。

○瀬野委員 農業に精通されている赤城大臣の確信ある話だからそれはよしとしますが、七月は政変があることだし、大臣がずっと農林大臣としておられると安心なんです、いづれにしても、その点は大臣にアメリカに対して十分交渉していただきたいと思いますし、農家も見守つていてほしいと思いますので、将来は将来として、ぜひその決意で今後対処していただきたい、かように思います。

時間の関係がありますので、さらにはしよつて大臣にお尋ねいたしますが、果樹共済はあさつてで一応審議を終わることになりまして、いよいよ来年から施行ということになる予定であります

が、新種共済の制度化につきまして、あとに残された畑作、肉豚、鶏、地域特産物等があるわけですが、また施設園芸等もあるわけですが、これらについては今後いかなるスケジュールで検討を進めていく考えか、この機会にその点も明らかにしていただきたいと思います。

○小暮政府委員 果樹共済が御承認いただけまして実施に移されますと、私もよいと思つたし、ましては、引き続き施設園芸それから地域特産物、肉豚、鶏といったような問題につきまして、保険設計上必要な資料の調査検討を続行したいと思つておられます。保険需要がきつめて強い施設園芸等につきまして、できるだけ早い機会に制度化の成案を得たいというふうに考えております。

○瀬野委員 いま農林経済局長から答弁がありまして、大臣に伺います。果樹資金の問題ですが、午前中も経済局長にいろいろと質問したところでありましたが、今回私たちが熊本、大分県下の果樹地帯を回つてまいりまして、各地で特に強い要望がございましたのがこの資金問題です。もちろん、われわれもこういった問題についてはかねがね現地でも再三聞かされておりますけれども、今回も、各委員からもいろいろと発言がありまして、小委員会をつくつて、ぜひこれで進めたいというふうな意見もあつたわけですが、大分県下にも参りまして果樹農家にいろいろ直接聞いてみましたら、最低平均二百萬から三百万の借り入れ金がかかております。多い方は二千万から三千万、五、六百万もざらにあるというふうなことで、その資金の内容も、果樹振興法による資金または近代化資金とか、農協のロープの資金とか、いろいろたくさん種類に分かれておりまして、いつ償還がくるものやら、いつ償還が終わるか、先々不安がつておる。そういうことで、利子の利率も違う、期間もまちまちであるということから、何とかこれを一本にして、長期の資金に切りかえてほしい、一本化してほしい。たとえ

ば十年据え置き十年ないし十五年償還、合計二十五年ぐらいいにしてみたい。また、利子も三分五厘ではどうもしょうがないので、二分五厘ないし三分というふうな低利にしたい。そうしなければ、果樹は永年性で、十年以上もつてやつと成本となつて収穫できるので、収穫がないうちに償還期限がやつてくるというふうなことで、これが現在の果樹農家の共通した一番の悩みの種になつております。午前中も小暮経済局長にもいろいろと質問したのですが、これに対してはなかなかたいへんなようでありまして、何とかこういふものを一本化して、そういった長期低利の据え置き期間の長いものに借りがえ、そして果樹農家が安心して経営できるように方向に、たいへんであらうけれども、今後ひとつ努力をお願いしたい、またそうしてやるべきである、かように思つて、各委員もいろいろ現地で発言し、意見等も出たわけでありまして、これに対して農林大臣は、農民に対してどういふふうに理解ある御見解を持つておられるか、ひとつ御見解を承りたいと思つております。

○赤城国務大臣 趣旨をいたしましては、非常に同調する点が多いのでございませうが、御承知のように、果樹農業の健全な発展をはかるために、金融面におきまして、樹園地の造成の金融があり、果樹の植栽、育成、機械、施設の整備に必要な資金など、同じ果樹農業についてもいろいろな面があります。農林公庫の資金とか農業近代化資金など、相当長期低利に融通しておるのでございませう。特に果樹経営については、いまのお話のように、果樹が永年性植物で、収益を得るまでには相当の長期間を必要とするものであることも十分考慮いたしまして、据え置き期間も十年、償還期限は二十五年と、より長く設定してあります。こういう融資内容の整備につとめてまいつたところでございますので、現行の制度で大体妥当ではないか、こういうふうなことを考慮しましてなお十分検討は加えますが、いまのところは、十分とはい

えないが、まあ妥当なところではないか、こういうふうな考えているわけであります。

○瀬野委員 最後に確認なり要望なりを大臣に申し上げて、質疑を終わりたいと思いますが、無事戻しの件について、各県の地元でもいろいろ強い要望がございました。午前中の小暮経済局長の答弁によりますと、これは百二十億の共済金の一部払い戻しで当然行なえるようになっていくというふうな答弁があったように聞いたのですが、そのように理解していいのかわかりません。それであれば別に心配ないことではございますが、その点をぜひ確認しておきたいので、御答弁いただきたい。

同時に、今回の調査によりまして、これは大臣に特別にお願いをしておきませんが、午前中も当局にいろいろお願いをしておきましたけれども、果樹共済事務費負担につきまして、職員設置費を含めて全額国庫負担とするよう取り計らっていただきたいというのが各現地の要望でございます。さらに、収穫共済金の支払い割合を引き上げてほしい、また、果樹保険臨時措置法に基づく試験実施によって生じた事業不足金については国庫で補てんをしていただきたい、こういったことが各地元からの要請でございました。これについても、午前中当局にいろいろと質疑を通じてお願いをしてあるわけですが、ぜひ大臣においても、これらの問題について今後十分検討して対処していただくよう心からお願いする次第です。

○赤城国務大臣 無事戻しはやるつもりでございます。また、事務費の全額補助というのは非常に困難でございますが、できるだけ多く補助するようなことには検討を進めたいと思っております。なお、そのこまかい点につきましてはお尋ねがございましたが、これは農林経済局長から御答弁申し上げます。

○小暮政府委員 試験実施の収支の問題についてだけ事務当局からお答えさせていただきます。午前中の他の委員の御指摘にもお答えしましたが、農産物についての共済制度といたしまして

は、地域的にいわば横に危険を分散するという問題と、時間的に縦に危険を分散するという要素と両方あるわけでございます。したがって、数年間の試験実施ということになりますと、その試験実施が終わった時点でものを切りまして、当然連合会によつては剰余金を持ってその時点で立つものがあつて、それから不足金を持って立つものがあります。たまたま二年間の実績ですと、その金額はほぼ半々でございまして、約四千万の剰余金と約四千万の不足金というところに相なっております。したがって、この不足金は決して経営の不始末による赤字とか不良資産というふうな赤字ではないわけですから、赤、黒という表現から言えば、赤でございますけれども、そこで私どもといたしましては、円満に試験実施から新しい本格実施に移行いたします連合会におきましては、その切りかえ時点においても赤字がございまして、これを別経理いたしまして当分たな上げしておきます。新しい勘定で新しい制度を運営いたしまして、当然、いまの時間的にこれを危険分散をするという意味で一定の剰余が生み出され、それがときどき取りくずされるという形になるわけでございますから、その剰余の姿に依拠して一たんたな上げておきました赤字を解消するという形に指導してまいりたいと考えております。

なお、黒字の部分につきましては、これはやはりそのまま新制度に移行することがいまの赤字の処理とバランスさせれば適当かと思ひますけれども、この点につきましては、過去において経緯がございまして、試験実施をいたしたときに、試験実施の設計ではたぶんあまり共済金がもたらえないのではないか、試験実施の期間が結果的に全部掛け捨てになるのではないかというふうな理解がどうもかなりの地域に広まった事情がございまして、そこで、試験実施になかなか参加したがいないう空気もございまして、関係者は、もし万一この試験設計ではあまり共済金が支払われないというふうなことで、余るようであれば返すからということを、加入をすすめます際に言ったとい

う事実がございまして、その事実を踏まえまして、当委員会がつかつてそういう剰余金の処理について、生産者が希望すれば返すかという御指摘がございまして、当時の政府委員から返すように措置いたしましたという答弁をしたという経緯の引き継ぎを私も受けております。したがって、いまの赤、黒の処理からいけば、筋はいずれも新しい共済に移行させるのが時間的に時系列で危険分散している趣旨からいって適当かと思ひますけれども、ものごとは経過がございまして、過去の経過は尊重すべきであると考えますので、移行時に黒の処理についてただいま申しましたような希望がございすれば、その希望に即して処理するように指導したいというふうに考えております。

○瀬野委員 その点はわかりました。では、以上で質問を終わります。

○松野幸三委員長代理 美濃政市君。

○美濃委員 最初にお尋ねしたいことは、この農業災害補償法の目的であります。「農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。」この「補填」ということですが、経過を調べてみると、資料によりまして、昭和十三年に農業保険法というのが施行されて昭和二十二年まで続いておりますが、この間の補てんの考え方は、反当共済金額は、生産費のうち現金支出部分を基礎として、全国一律に勅令で定め、こうなつておるわけですね。それが農業法に移行されて、農業法では反当共済金額は、主務大臣が米、麦、粟の二つの一を標準として定めた金額（最高補てん割合五〇％）に基づき組合が一律に定款で定める、こういうふうな改正されたわけですが、一体この損失補てんというものは、農業の経営安定から見れば、今日これをどういう割合で見ることが正しいというふうなことを考へておるか、まづお尋ねいたします。

○小暮政府委員 不慮の災害から起こります減収を補てんいたしまして再生産を確保するというこ

とでございまして、やはり現金支出部分等が一つの判断のめどになるということはあるかと思ひますけれども、しかし、保険の設計といたしましては、やはり被害の発生態様並びに掛け金の率、これに対する補てんの割合というものが共済制度として相互にからむわけでございまして、最小限度生産費のうち現金支出部分のものをばカバリー得るようなもの、というものが一つのめどになりますが、そのみにとどまる必要はないというふうなことを考へております。

○美濃委員 そうすると、この昭和二十二年農業法になつたとき制定した米、麦、粟の二つの一補てん、これは大体現金支出の範囲、はつきりと現金支出の完全範囲という意味ではないですが、大体それに準ずるという考へでこういう制度になつたのかどうか。

○小暮政府委員 私ども実は氣をつけてはばと先ほど申し上げたのですが、やはり実際きめるときに、たとえば過去の平均というふうなものをもう一つの計算の基礎にしたいろいろないたしまして、別に生産費をきつと積み上げてやるわけではありませぬけれども、思想的には、現金支出部分におおむね相当するものを補てんしたいというのが考へ方の流れでございまして。

○美濃委員 そうすると、これは条件が変わつてきております。ということは、確かに昭和二十二年当時日本の農業は手労働でありましたから、機械はほとんど使つておりませんし、手労働生産というものは大体労費五〇％、現金支出五〇％したがって、農業保険法のときに、反当共済金額は生産費のうち現金支出部分を基礎として全国一律に、いまだいえば政令で定め、当時ですから、勅令で定めるとなつてはいるのですが、この考へ方と、それが昭和二十二年に農業災害補償法に改正されて、米、麦、粟の二つの一を反当共済金額として主務大臣が定めるといふこの考へ方は、その状態のときには大体は一致しておると私は思ふのです。ところが、現在になりますと、今回も熊本県等かなり果樹振興資金等を借り入れて大型化

した果樹類——農業経営というのは、大型化して機械を入れますと、現金支出率というものは上がるわけです。たとえば、アメリカの四百ヘクタール、五百ヘクタールという大型個人経営農場になりますと、現金支出経費率が七五％ぐらいになっておるでしょう。収穫量が多いから、所得率二五％でも大きい所得になるわけです。経営というものは、規模を拡大すると必ず現金支出率が上がっていくわけです。手労働の生産体系から比べると合致しないですね。少なくとも当初の出発、確かに現金支出を補てんするということはかなり農業経営の安定になります。しかし、あとから申し上げますが、この果樹共済の全部を見て、これは全然最近の状態には合っていない条件になってきておる。現金支出の補てんにはだいぶ遠くなってきた、こう言えるわけです。ですから、この法律をつくった立法の趣旨、それからつくったときの条件と今日の農業動向の変化によってこれは改めていかなければならぬ、中身を変えていかなければならぬ、こう思うわけです。いかがですか。

○小暮政府委員 現在、果樹の粗収益と第二次生産費を対比して生産費率を見ますと、果樹の種類によって若干の差はございますが、たとえば温州ミカンについておおよそ七〇％というように相なっております。今回試験実施の際には六割でございまして、七割というところで御提案申し上げておるわけでございますが、おおよそ先ほど申しました思想に合致するものと考えております。

なお、私、先ほど、現金支出部分の一つのめどといたしますが、必ずしもそれだけにこだわる必要はないと申し上げたわけでございますが、やはり制度といたしましては、基準収量のつかみ方、あるいはモラルリスクの問題、その他保険にかかわるさまざまな角度からの検討を必要とするわけでございます。ただ、実際の果樹における収益の状況から見まして、試験実施の六割では生産者にとってあまり魅力がないんじゃないか、やはり七割程度に引き上げるべきだということを考えて七

割を御提案申し上げておるわけでございます。

○美濃委員 私は以下申し上げますが、この制度を見ますと、農災法を制定した二十二年と同一の要件が大きく違っておりるところがあるわけです。それは、政府買入れによって米麦というものの品質格差がきわめて接近しておる。たとえば政府全量買入れの米は、東北、北海道の冷害凶作で青い未熟米と一等との格差が八百二十、三十円だったですね。ですから、量を主体にして把握した損害で損害の補てんはできたわけです。当該農家が、たとえば果樹振興資金を二千万、三千万と借り入れておられます。これらの約定を償還して、経営の安定をはかっていくというときには、収穫したもの、質の低下損害もやはり損害ですよ。損害には変わりないわけですね。予定収入が上からぬわけですから、したがって、果樹等においてもこの経済の国際化、あるいは自由化、こういうものが伸展しないときは、たとえば三割の平均被害が起れば、大体七割収穫したものの質低下は、供給不足による価格の値上がりで大体重要農産物はいたわけておる。

ところが、最近条件が変わってきました。いわゆる経済の国際化、自由化によって、供給量が少なればふんだんに入ってくるわけですね。バナナが入る、グレープフルーツが入る、結局価格作用によって回復ということができます。それから、これからのあれを見ると、そうすると、どういう現象が起きるかという、被害率三〇％出るといふような条件になったときには、七〇％収穫したものの質低下による売り上げ損というものが二〇％起ります。大体五〇％の被害に達します。それに足切り三〇％ですよ。どうなんですか。これではほんとうに、昭和二十二年この制度をつくって米麦にまで適用した、農家のいわゆる不慮の事故によって受ける損失を補てんする制度にはかなり遠いわけですよ。現在では、経営様式の変化、経済の国際化によって全然それは——いま局長は、必ずしも現金支出に固定しないと言っけれども、私に言わし

たら、それは詭弁ですよ。私は、所得まで補償するということなら、これは一〇〇％になるが、一〇〇％ということはいまここでは主張しません。最低として現金支出はめどだということです。あとのテクニクは方法、手段の問題です。そうして経営が拡大しておりますから、今回調査した中でも、ほんとうの専業農家で三千万も果樹振興資金やその他の金を借り入れてミカン畑を拡大しておる経営というものは、現金支出経費率は五〇％ではないわけですね。六〇％に達しております。六〇％は損害が起るのですから、大体基準は六〇％補てんできる裏づけがなければ——農民が受ける損害は、質低下によって売れ行き不振になる、値下がりする、果樹が悪くて安くしか売れないという、これも明らかに損害です。当該農家のこむる経営上の損失というものは変わりがなく入るわけですね。ただ、あなた方は、それが入るとか入らぬとかへ理屈を言うけれども、当該農家のこむる損失というものははっきりしておるわけなんですよ。それが補てんできないところに問題があるわけですね。ですから、今回の調査段階でも、熊本県知事も大分県知事も損失の補てんをもう少し引き上げてくれと言っている、これでは損失の補てんにならない。全然ないよりはいいけれども、少なくとも経営の安定に資するには、もっと損失の補てんを引き上げてもらわなければ役立つ共済にはならない、こういう趣旨を一貫しております。私は、そうだと思います。大体現金支出に該当する部分の補てんができないで、これが共済でありますというところは、ちょっと恥ずかしいんじゃないですか、どうですか。

○小暮政府委員 先ほど来御指摘の点、たとえば水稲について申し上げますと、四九％の補てん率でございまして、先般の改定で六三％にいたしました。蚕繭も五〇％のものを六〇％にいたしましたわけでございますが、今回果樹共済につきましては、特に商品生産にかかわる果樹について任意加入という形で制度をつくらすこととの関連も考慮いたしまして、特に七割という最高の

率を御提案申し上げているわけでございます。で、この仕組みでかりに全損の場合には、基準収穫量の七割が支払われるということになるわけでございます。先ほど足切り三割との関連を申されましたけれども、足切り三割は別の問題でございまして、三割被害がございましたときに一割分についてその一割、七千円を支払うという考え方でございまして、この制度でおおむね不時の災害に対する補てんは十分できるというふうに考えておるわけでございます。

○美濃委員 私はこれはできないと思います。これはあくまで平行線になります。それはあなた意識してできると言っておるのかどうか。そうしたら一つ聞きますが、確かに、先ほど申し上げたように、農家が予定販売収入に達しないのは、やはり不時の災害による事故でありますから、実のなりが悪く、質が悪くて安くしか売れないのを、これは繰り返しますが、経済の国際化が進む前は、自給量の不足から価格作用で大体いいものと同じく売れたわけですね。これからは売れませんが、バナナはふんだんに入ってくるのだし、グレープフルーツは入ってくるのだし、結果は悪くなった値段にしか売れない。この損失は損害に見えますか見ませんか、どうですか。いままでは、それまで見なくても、米麦については等級格差というものはきわめて少ない経済格差であつたわけですから、あの格差まで損害といつて見なくても、大体少ない経済格差だったわけですね。それから繰り返しますが、主要農産物は、供給量の不足から、大体質の悪い程度は、平年あるいは豊作の年の良質のものと同じく売れる値段に価格が上がつて売れたわけですね。今後はそれを期待できないわけですね。できなければ、それは損害じゃないわけですか。私は損害だと思う。その損害を評価の中で見るか見ないか、どうですか。

○小暮政府委員 収穫保険というところで果樹の共済制度を仕組んでおりますので、販売にかかわる価格の変動の要素は損害としては見ません。ただ、収穫保険でございすけれども、果樹の生

産、出荷の実態から見まして、穀物類と異なる面がございます。生鮮食料品としてある品位、等級で売れるかどうかという問題がございますので、価格変動は事故として考えるのではございせんが、出荷いたします段階でこれをとられえまして、品質低下によるものは、これを収量の減に換算いたしまして保険の対象にするということを考えておるわけがございせん。

○美濃委員 それは確実にやりますか。

○小暮政府委員 午前中に他の委員の御指摘に対してお答えしたわけがございせんが、ただいまの措置は共販制度が確立しております地域でなければ実行がでないわけがございせん。農林大臣がこれを指定したうえでまいにちしてございせん。組合員の全員が共販に参加いたしてございせん。個々の組合員ごとに五割以上を共販にかけておるといふ実態がございせん。組合が希望いたしますれば、いまの品質格差を数量に換算して保険事故とするという仕組みを認める考え方でございせん。

○美濃委員 次に、それにしても私は、米のはうは農家単位にしていゆる共済金額は七〇でなく八〇を見るわけですから、これはやはり少なくとも八〇以上見なければ、さつき申し上げたいいゆる経費が五〇%をこえておりますから、そこまですで収獲被害を、質低下被害を量に換算して被害対象にするということになれば、これはかなりまた前進すると思ひます。

そこで、七〇の契約額で、それを見るにしても、それでもやはりせいぜい予定収入額の五〇%、これは米麦と違つて政府買入れ価格がございせんから、いわゆる予定収入額の二分の一あるいは若干切れるのじやないですか。四七、八くらいになる、五〇%をちょっと切れる模様じやないですか。それでは経営の規模を拡大して、そして借り入れ金も多いわけですから、非常に経営の安定度をやはり欠くわけがございせん。米のはうも六三にしたのであれば、やはり果樹共済をせつかつつて経営の安定に資するといふ

のであれば、米地帯よりも果樹地帯は負債が大きいですから、米作地帯でも悪いのは何千万という負債はないとはいへないけれども、専業農家の米作地帯を歩いて見ても、この前一度調査した果樹地帯のような高額負債というのはいさほどないわけがございせん。そういう条件がございせんから、少なくとも共済を適用する以上、確実に六五%くらいの補てんができる内容にしなければならぬ。そうするには、やはり共済金額を百分の七十を最高として選択するのではなくて、最低も十引き上げて——それだけの地域条件もございせんから選択制はいいと思ひます。最高八十をこえない範囲において選択する、そこまで上げていかなければならぬと思ひます。

それからもう一つの問題は、基準収量そのものに私は問題があるのではないかと思ひます。基準収量とは一体損害なかりせばの収量であるのか、それとも豊凶を差し引いてある程度被害が入つた収量であるのか。いまの場合被害が入つた収量ということ。被害の入つておる収量を基準として基準反収を設定いたしますから、実験共済やその他に出てくるこの基準収量に対する被害、共済金支払い対象になるならぬは別といたしまして、とにかく基準収量に対する被害の率というものは低いわけがございせん。したがつて、ここにも、たとえば果樹振興資金を三千万借りるとき、農林省の同じあなたとこの経済調査課がございせんから、その統計表、たとえばどの地帯でもいいですよ、今回調査した地帯に限りませんから。果樹振興資金を借り入れ申請をした、借り入れ経営改善計画書に書いた反収と共済の引き受け反収とを比べてみなさい。そこに明らかに何倍か差があるわけがございせん。借り入れ計画書につけた反収と共済の引き受け反収にはおおよそ差があると私は思ひます。ただそれだけの収量を見込んでこの金はいくらという計画でございせんという書類が上がつて、そして貸してあるのでございせん。それは認めた以上は、その要件の適否を審査しなければならぬわけがございせん。それが架空な収入予想であるのか的

確なものであるのか。的確なものであると認定して貸した以上は、それに誤差が生ずれば償還はできないというところでございせん。高額の金を借りた場合、延滞が発生する、償還はできないという羽目におちいついていくわけがございせん。そこをどういふうに見ておられますか、同じ経済局の中で、そこは一致しておらなければならぬのでございせん。

○小暮政府委員 まず前段の支払い割合の問題ですが、どうも若干誤解をなさつておるのではないかと思ひます。水稲の場合に、前回の改定で六割を七割に引き上げて御提案申し上げておるわけがございまして、全損の場合に支払い割合が七割になるわけがございせん。足切りの三割とは別でございまして、足切りの三割は、要するに、被害が一割、二割、三割の段階まではひとつ自家保険していただく。三割の被害になつたときから支払いをいたしますというものでございせん。全損の場合に七割という制度に相なつておるわけがございせん。したがつて、水稲共済よりも果樹共済のほうがその割合が低いという御指摘は、私はそのようには見てないわけがございせん。

それから、後段の御指摘がございせんが、制度資金を融資いたします場合に、予定いたします収獲量、これは当然通常期待し得べき収獲量ということがございまして、統計上の概念でいう、被害なかりせば収量というものを特に使うというような考え方はございせん。

○美濃委員 この農林省から出た最高補てん割合というものは一体何をさしておるのですか。最高補てん割合というものは支払い補てん割合でございせん。支払い補てんという字が入つておる。

○小暮政府委員 最高という趣旨は、生産者がどの段階を選ぶか、最高七割まで選べますという意味で最高といつておるわけがございまして、全損の場合は七割というところまで選択できるといふ、こういう趣旨でございせん。

○美濃委員 いや、それは加入でしよう。最高補てん割合というのを使得ておりますね。

それから、借り入れ条件の問題、ちょっとこれを見ておつたので、すみませんが、もう一回。

○小暮政府委員 融資を受けます場合に、いろいろ経営計画を生産者は出すわけがございせんが、そこで収獲見込みとして掲げますものは、通常期待できる収獲量であるはずでございせん。特に、統計上の概念でしばしば使ひます、被害なかりせば収量といつたものを使うような考え方はございせん。

○美濃委員 では、その表現はどちらでもいいのですか。そうすると、それは合致してゐますか。今回制定しようとする基準反収融資、その果樹振興資金を計画した農家ですね、あの辺はもうずつと借りておるわけがございせん。どうですか、合致しておられますか。それは被害なかりせば収量でも通常収獲見込み収量でもいいですよ。合致してないといふへんなことが起きるのですか。

○小暮政府委員 融資を受けます際に、生産者が申請するために書きます収獲の見込み反収、これは生産者がそのように期待するということを出すわけがございせん。金融機関はこれを必要があれば査定するはずでございせん。これは何ら制度的にどのような収量を使ふというふうに表示するようなたてまえのものではないでございせん。融資をする者とされる者との間でどのような見積もりの計画であるかということ審査するための素材でございせん。共済制度の場合は、これが制度の根幹をなすわけがございせんから、一定の手続で基準収獲量というものをそれぞれ定めるといふことになるわけがございまして、両者は通常合致すべきものだと思ひますけれども、制度的な仕組みでございせんから、いまの申請段階は、それを査定する側の心証によつてそこには若干の差異はあり得ると思ひます。

○美濃委員 それが日本農政の欠陥ではないですか、あなたのいふ言つたような答弁は。何でもばらばらになつておつても、その時点その時点ではばらばらのものが出てきても、これはこうなんだ、

あれはああんただ……。

○小暮政府委員 融資にあたっての経営の見積もりでございまして、これは金を貸す側と借りる側のいわば折衝になるわけでございまして、ただ、少なくとも農林漁業金融庫あるいは近代化資金といったような制度金融の場合には、これを実行の段階でまたさらに精査いたしまして、もし見込みどおりにまいりません事情があれば、支払計画、返済計画を改定するというような形で具体的に処理しておるわけでございまして。

○美濃委員 これは、あなた方に言わせれば、経済と融資の申請処理とは違うのだということですね。私は、農家の経営実態というものが違つて、そこに被害なんか起きると、それに対する補てん措置もなければ、それはどういふことですか。私は極端にそういうものが違つておつてよろしいとは考えられないわけですね。一貫してなければ経営の安定に結びつかぬのじゃないですか。

たとえば、そんな極端なものはないと思うが、一例でいうなら、融資の見込みに対するある収量は七百キロを計画して、これを売って、これだけの収益を出して、この年次で経費はほぼかかつて償還するという書類を書かすわけですね。ところが、実際に災害をこうむつたり何かして平均反収は五百キロになったとすると、それは一体償還できるのですか。そういうものと、それからまた、この共済による損失の補てんというものが全く無縁のものじゃないと私は思うのです。局長はばらばで無縁のものだと言つておられます。私は無縁のものであつてはならぬと思うのです。それは、かつちりと、ほんとうに建築をするときの設計図のように組み合はしてしまわなければならぬということを言つておるのではないですか。しかし、極端でばらばでいいのですか、全然合つてなくとも、極端にこんなにはみ出ても、それはそれ、これはこれですか。私はそれは日本農政の最大の欠陥だと思ふ。そういうところはある程度合つていなければならぬと思ふのです。どうですか。

○小暮政府委員 農災制度の場合には毎年毎年単

年度でこれを付保するわけでございまして、毎年その時点で保険に付すべき基準収獲量というものが觀念されるわけでございまして。融資を受けます際は、たとえ何年前から逐次収獲に入つて何年から収穫最盛期に入つていくという将来の見通しを立てるわけでございまして、いよいよ結果期になり、その時点までまいりますと、もちろんそこで一致すべきものであるというふうに思ひますけれども、借り入れを起こしますときに十年先の収獲量をこのように想定するというところでございまして、それを現在毎年農災制度にかけます場合の基準収獲量と十年後のものとに論理的なつながりは、おっしゃる通りに、びつたりと合はせるというふうな形にはならぬわけでありまして。ただ、全体が無理なく設定されます場合には、当然その時点においてはなほだしい乖離のないように指導するべきものだと思います。

○美濃委員 そうすると、私はもう一回言いますが、そういうふうにして経営規模を拡大すると、前段に言った現金支出率というものは五〇％になくなるのですが、そうすると、どうしてもこの制度と合わないのですよ、損失の補てんが。やはり最低経営を安定するという法律の第一の目的に合わないのです。そうすると時代の進展によつて最高補てん率というものが、今日この制度によつて低下したことになるわけですね。そうすると、規模の拡大に逆行するわけですね。経営規模の拡大を農民にやらして、この制度の不慮の損害の補てん率は逆比例して低下していくというのであります。こんな矛盾はないでしよう。時代が進歩するということであれば、多少でも補てん率を上げてこそ比率は下がるわけでありまして、その比率の下がった分だけは、災害が起きた場合、この経営の安定をはかるといふ法律の目的から見れば、経営の安定は阻害されていく、経営の安定は弱体化していくということなんです。現金支出率は上がつておるわけですね。農家でみれば、浪費部分であれば節約のしようもあるわけですね。凶作であれば、その年には思ひ切つて節約の

方法もあるわけですね。全然なくてもいいというものじゃないけれども、かなりの節約の方法もある。しかし、現金支出は節約の方法がないわけですね。大体のものが災害発生前に投資しているわけですから、その年度の物財投資になるわけですね。現金支出は、作況が悪いからといって、極端に圧縮されないわけですね。せめてそれは補てんするんだというたてまえになっておるでしよう。それもがちり補てんするといつていいないけれども、原則としては、それは補てんしなければならぬのだというものがこの制度であるというのなら、制度の後退といふことはいえるのじゃないですか。ですから、その点を今回調査した各県の知事も強く要求しておるわけですね。そういう要求を聞いておりませんか。私も聞いています。

聞いていないと言ふんだったらおかしいですよ。私も聞いています。知事があれだけ要求したのに、果樹産果の知事はあなた方には要求しなかつたのですか。私もただに話を聞いて、あなた方にはこれでいいということを言うておるのですか。どうなんですか。知事がそう言つたのを、あなた方はいいと言つて押さへつたのかどうか。どうなんですか。

○小暮政府委員 補てん率につきましては、先ほども申し上げましたように、水稻についても蚕繭についても、逐次充実してまいつておるわけでございます。果樹共済につきましても、繰り返しになりますが、試験実施の六割を、今回特に七割に引き上げて御提案申し上げておるわけでございまして。この問題は、共済制度といたしましては、補てん率はやはり九〇にも一〇〇にも行き得るものでは必ずしもございせん。やはりモラルリスクの問題もございまして、あるいは基準収獲量の把握についての精密度の問題もございまして。現状でおおむね七割が妥当であるというふうに私も考え、関係の団体も納得いたしておるわけでございます。

なお、制度融資との関連について申し上げますれば、何と申しまして、規模拡大のために借入

金を起こすということは、これは償還計画をもつてやるわけでございまして、当然、投資に見合う省力といったような問題を含んでおるわけでございまして。その問題がいたらず過剰投資に相なれば、御指摘のような問題になるかと思ひますけれども、これは規模拡大の計画そのものが妥当でございまして、御指摘のような矛盾は発生いたさないというふうにご考へておるわけでございまして。

○美濃委員 起きたらどうしますか。あなたは発生しないと言ふけれども、これを実施して起きた場合どうしますか。私も起きるとは断定しないつもりです。起きぬければ幸いだけれども、起きた場合どうしますか。矛盾が起きた場合ですね。ここでその場の答弁では矛盾が起きないと言つて、二年後三年後矛盾が起きたときには、あなたはそのとき局長ではないかもしれぬけれども、それでは農民は困るのです。役所のあなた方はそれでいいかもしれぬ。三年後はやめておるかもしれぬ。やめた人が起きないと言つたから、国会であるのときの旧局長を呼び出すというわけにもいかぬですから、起きた場合、これは一貫した責任はどうなるのですか。その場限りの答弁で済ましてしまふ、そういう問題がしばしばあるわけですね。法案を審議するときにはだいたいよく言つたことが、やはりあとから問題が起きてくる場合がある。

○小暮政府委員 農災制度といたしましては、ただいま申し上げましたように、七割の補てん率というものが、現在の果樹経営の実態に合つておると確信いたしております。御指摘の融資のあり方について、個々の貸し出し等について万一指導上の誤りがございまして、これは融資の問題としてこれを是正するというところであらうかと思ひます。

○美濃委員 しかし、それは、共済制度はあやまちがない、融資の処理のほうにあやまちがあると断定して間違ひないですか。私はそう一がいには考えませんがね。もちろん融資の申請書類にも

過大見積りがあるでしょう。しかし、この共済基準反収で農業生産を把握していいんですか。こっちはあやまちはないのですか。

○小暮政府委員 基準反収は四年に一度ずつこれを改正する考えでございますけれども、制度の発足の当初は二カ年刻みで小刻みにこれを逐次修正してまいりる考えでございます。これはどこまでもその年の共済にかかけますものについての法律反収という考え方でございまして、これ自身次第に制度を高めてまいりるべきものと考えております。

○美濃委員 私も現行制度上のおやまちを言っておるんじゃないですよ。法律第一条の目的、農家の経営安定なんですから、規模拡大なり経営安定をしていく、そういう基準に即この基準反収を持っていくことには問題があるんじゃないかと申しておる。しかし、大きな台風なんか来て災害が起きた場合、結局、基準反収が実情よりも低いということは、すなわち補てんに通ずるわけですから、その補てんがいかに補てんは経営の安定にならないわけです。私はそこを言っておるのですよ。せつかくこういうふうな仕組んで出したことを、計算上、計画上あやまちだと言っておるのじゃないんですよ。これはあなたの方が、農家の既定概念としてこういうふうな仕組んで出しておるわけなんです。しかし、その仕組まれておるものとこの制度と、結局、法律第一条の目的は――農家経営というのとはあなたの方の小手先、小細工のとおりにはいかぬわけです。あなたの方は、これはこれなんだと言っておるわけですけれども、農家の経営形態というものはそういうものじゃないわけなんです。

繰り返しますが、何千万も大きな借金をして果樹園の拡大をやっておるわけですから、それに対しては、やはりこの保険設計の基準反収の収量じゃ借金は払えぬですね。融資にも目標がある。その補てんが足りないということとは、法律第一条の目的に合致してないんじゃないか。算定したことは誤りはないんですよ、計算してみるとだけれども、法律第一条の、損失を補てんして農

家の経営を安定するという制度に、もう少し基準反収なりあるいは共済契約率の引き上げをやらぬければ、片や大きな借金を持つて現金支出率が高まっておる経営の形態に合致しないということをお私に言っておるわけなんです。それを合致させるように努力をしなければならぬ、こういうことを言うわけですよ。仕組んだ制度そのものにおやまちがあると言ふんじゃないですよ。それは法律第一条に合わない。どうですか。あなたは合うと言ふのだけれども、私は合わないと言います。

○小暮政府委員 先ほどの基準収量二年に一遍というの私の記憶違いで、基準収量は年々これを定めます。それは別といたしまして、ただいま御指摘の点でございますが、共済の仕組みは間違いないというお話をいただいたに非常に安心したのでございしますが、その基準収量に即して年々これを農家制度にかける。これはもちろん経営の安定のためにやるわけでございますから、第一条の目的に即してその水準を定めるといふことは当然であると思ひます。

借金をかかえておるからこれに合わないのだという御指摘ですが、たいへんおこたえを返すように恐縮なんです。借金という考え方でございすけれども、これが投資として十分省力効果、その他の経済的な効果を織り込んで償還計画に乗るかどうかという融資の問題ではなからうかということを先ほど申し上げたのでございまして、それがおよそその計画に乗らないような借入金金を起こす、あるいはそれを承知の上で貸すというようなことがございすれば、融資制度のほうの問題としてこれを処理しなければならぬ。これが規模拡大の利益を獲得するために、たとえば十年据え置き二十五年償還といったような形で果樹園経営の中に組み込まれますれば、これは当然回収されるべき投資でございすから、その年々の償還分が果樹の販売代金によって償われるという、その現金支出分にはば見合うものが農家制度でもって担保されるということでございますか

ら、両者は当然かみ合うべきものだと考えております。○美濃委員 いや、私の趣旨も、経営拡大の負債あるいは経営安定計画書の全部がこれだと言つてはいない。あなたの言つたそれでいいわけですね。やはり基準反収を実際反収に合うように制度として努力する、それならば私は話はわかるわけです。それはもちろん不幸にして災害が発生した場合に、この法律第一条の目的でできるだけ高い補てんをする、掛け金ももちろん高くなるでしょう。損害保険というものは掛け金が安いだけではだめです。掛け金が安いからそれでいいというものじゃないわけなんです。いわゆる実際反収よりも基準反収が低ければ被害率が出てこないわけなんです。被害率が出ないわけですから、すると共済目的にならぬわけだ。掛け金の安いのはけつこうだけれども、ですから、こういう損害保険の設定になると、掛け金の安いことだけが能いじゃないわけです。負担が高くて、それに見合うきつと安心できる補てん措置があれば――高いのも程度がありすけれども、正当に高いのは私はやむを得ないと思ひます。国が掛け金の五割を補助してはんとするにきつと――さつき言つたように、たとえばミカン山を二ヘクタール、三ヘクタール持つて、六百万、七百万という収入を見込んで、そのかわり何千万という金を借りておるわけですから、現金支出も当然、そのくらの農家になつてくると、五〇〇じゃないわけなんです。経営が七〇〇近い現金支出になつておるわけですから、そういう農家が被害にあつた場合の補てん措置なわけですから、国で掛け金五〇〇を見て、そういう損失が正当に補てんできる制度にきつと――制度はそうなつておるのですから、あとは基準です。制度はこれでいいわけですから、法律の悪いところはないわけですね。制度はこれでいいのですから、あなたの方が算定する基準反収だとかそういうものの行政あるいは法令によってきつと全にするためには、やはり半分持つ。掛け金はあ

る程度高くなつても、そのことは私はやむを得ないと思ひます。高くなつても、制度としてはつきり農民が安心できて、いざというときの根拠になつておるものでなければならぬ。たとえば過去において北海道の麦類の基準反収が低くて――道庁からもずっと四、五年の資料をもらつてきまして、きょうは果樹保険ですから、その問題を蒸し返してここで追及しようとも思ひませんけれども、とにかく基準反収が問題にならないというその資料を持つてきました。ここに持つておられますけれども、それをいまここで五年前、六年前のものを農林大臣に追及してみても、早急に払えというわけにもいかぬですから……。しかし、そういうものだとお話をしておきます。実際に農民の平均収量が三百キロに達しておる秋まき小麦が、基準反収は二百二十キロ、百五十キロというのだ。基準反収が低いですから、それに麦の価格をかけて被害率をかけた共済掛け金は確かに安いです。保険金額も安いです。共済金がもらえないのですよ。かなりの凶作でも百二十キロくらいとれるのですから。私も麦作農家ですが、全然かけつ放しです。共済金が払われるというのではないわけだ。実際反収の半分くらいの基準反収で共済の運用が行なわれた場合、よほどのことがなければ共済の支払い対象になつてきません。そのかわり掛け金は安いのです。収量が低いと。ですから、過去五年の災害が出てきませんから、無災害になつていきますから、災害率が出ない。掛け金は安いのです。掛け金は安いのだが、その安い掛け金と事務費が共済組合の運営経費にただ取られになつてしまふ。そういうものですよ。設計が悪いと、設計というよりも運用でしょう。運用が悪いとそうなるわけなんです。損害保険の掛け金というものは安ければいいわけじゃないことじゃないわけなんです。いざというときに役立つものであれば、ある程度の負担はしてよろしいわけですね、損害保険というものは。その安心できる見合いがあれば、高いことはいけなくていいわけですね。それは法外に高いことはいけなくていいわけなんです。正当な負

担というものはしなければならぬわけです。そういう点にまだ欠けておる面があると思ひます。しかし、それからかなりよくなつてきております。今度の共済の保険設計にしても、これは昭和二十三、四年当時の、終戦直後ですから、統計資料も整つてなかつたということもあつたでしょう。しかし、そういう時代から見れば、もう皆さん方の保険設計技術も進んでおりますから、今度の果樹共済の保険設計がそれほどとは思つておりませんけれども、いまでもそういう要素が中にあるわけですね。ずっとよくなつてきてはおりますけれども、どうしてもありますから、それをひとつ解消するように努力をしてもらいたい、こういうことであります。

それから、これは今回の調査の中で見ましたが、米麦など穀物と果樹類、それから例をあげますと北海道のてん菜ですか、こういう果樹、園芸作物になつてきますと、どうしても穀物よりも個々の農家の技術差というものが収量に出てきます。これがいまとところ穀物よりも高いわけですね。それから畜産ですね。畜産、果樹、園芸作物、これはいまとところ穀物よりも農家の個人差というものは高いです。しかし、これは共済組合が基準収量を設定するにあつて、それを綿密にした個々の基準収量、その差をきちと掌握した個々の農家単位の基準収量というものは、これはなかなかめんどろだと思ひます。ある程度村の中で、共済組合の中で差をつける場合もあるでしょうけれども、ある程度は統一基準収量ではないと、その実情を完全把握したものなどということとは、ちょっと事務的には不可能じゃないかと思ひわけです。

そこで、無事戻しの問題を念を押しておきますが、個別に無事戻しをしますか。そうすると、たとえば甲という農家は平均反収がある果樹で五百キログラム、乙という農家は、同じ条件であっても技術差から四百五十キログラムあるいは四百二十キログラム。そうして災害がないとそれは問題になりませんけれども、それに災害が加わると、同じ基準反収で

あつた場合、乙の農家がぐつと被害率が高まるわけですね。災害が起きて評価に入ると、技術の低い農家の被害率が高まるわけですね。いい農家の被害率は出てこないわけですね。これはもう必ずあります。去年の損害評価で、やはり米でも若干出てきます。ところが、申し上げておる通りに、穀物は少ないわけですね。米なんかになりますと、同じ条件のところの技術差というものは少ないのだ。果樹、園芸作物、畜産にはまだまだ差がある。穀物のように技術の水準が平均化してない。こういうところがありますから、これを無事戻しというのは個別対象にやるのだということになれば、その損害は無事戻しで救済されるわけですね。無事戻しは個別対象にやるというたてまえで、きちと共済組合にやるようになりますか、どうなりますか。

○小暮政府委員 御指摘の点は私も全く同感でございます。できるだけ個々の営農の実態に合うようにいたすことが農家にとっては満足なはずでございますが、制度全体としては、事務費その他が異常に増高しないように、一つの制度としてある統一のものをさしを使わざるを得ないというものは、こういう制度の場合本質でございます。したがいて、結果的にあとから掛け金等に差がつくという一つの知恵として無事戻しというものが考えられるわけでございます。したがいて、無事戻しを行ないます場合には、個々の経営にこれが戻っていくという形の制度を考えておるわけでございます。

○美濃委員 この樹齢別の基準収量、これもまた米や麦にないことなんです。これはどういふふうに検討されておりますか。樹齢別はおよそ何段階に切つて、基準反収の一応の標準はどういふふうに設計されておりますか。

○小暮政府委員 各組合にそれぞれの地域の実情に即した樹齢別の収獲量の早見表を持たせようと思つてくふういたしております。何年刻みにいたすかというところまでまだ確定いたしておりませんが、現在試作しております樹齢別の早見表は、

おおむね五年刻みでそれぞれグループいたしました。その地域としては、七年生ならばこれくらいだ、十五年生ならばこれくらいという一つのものをさしを組合に示すつもりでございます。

○美濃委員 これは答弁は要りません。参考に申し上げておきますが、もう一つ、この基準収量の差が今回の調査で果樹地帯を歩いてみて目につきましたが、それは後継者問題です。後継者のいる家と後継者が出かへきに出て年寄りになった家との基準収量が違つてきます。そういう問題が基準収量の上では農家の技術差、後継者が力を入れてやっている家と後継者のいない家との差、これは将来共済組合制度の上にも、米麦にも出てくると思ひます。基準収量の差、そういうものが出てきますから、そういうものを制度の上でどういふふうにしていくかということは、やはりこれから運用の技術面だと思ひます。

それから次に、果樹で、共同出荷をして、収穫したもの、質的な被害がある程度信憑性をもって把握できるものは、量に修正をして損害で見よう、これは非常にけっこうなことだと思ひます。それが当然だと思ひます。金額で見るといふことになる、これは主要農産物ですから、いろいろ価格変動もあります。今月は高かつたけれども来月は安かつたという問題がありますから、一応一定の水準で、一定の時期に、一定の量に修正して被害率に戻すというのが方法としては賢明だと思ひます。それでぜひそういうふうにしてもらいたいと思ひますが、現在、麦については、質的損害というよりも収穫時の被害が多いわけですね。米は収穫の時期は、秋になりましたりわかつた雨季を通り越しますし、もみをかぶつていから強いけれども、麦の収穫時点の被害は大きいわけですね。被害調査をする、損害評価をする余裕もないわけですね。二日ぐらゐ雨が降るとはえるわけですから、それを顕微鏡で見てもちよつと芽がふくらんでいると、これは発芽したからということ、等外になつてしまふ。そういうことでなかなか北海道の畑作の大宗地帯は麦作はほとんどコンバイ

ンになつております。農林省で麦作改善で乾燥施設に機械の助成を出しておりますから、ああいう方法になつて、ほんとうに収穫したもののが信憑性をもつて確認できる、麦の最終損害についてもいいたうな方法で信憑性をもつて収穫後といえどもはつきり間違いなく確認できる、こういうものについての最終確認の方法はどうお考えになつておるか。去年、それでいふ問題が起きたわけですね。どうですか。今後の課題として、いまの確に答弁ができれば、検討するでもいいし、的確に答弁ができておれば、最終確認できるわけですから、コンバイン作業で一貫作業をやっているところは、収穫したもので最終確認はできます。あいまいなものはないから、顕微鏡よりもまだ確実に確認できるわけですね。こういう最終損害はいままでなかつたけれども、時代の進歩で確認できるわけですから、そういう点はどうか考えになりますか。

○小暮政府委員 くだもの場合には、実は一筆建てと申しますか樹園地建てではなくて、くだもの種類ごとにいわゆる農家という形をとつております。したがいて、先ほど申しましたような形で出荷段階で正確にこれを押えることができないので、今回特にこういう仕組みを考えたいわけでございますが、麦の場合に、まだ一筆建てということで制度が仕組まれております段階では、やはり園場において確認するというのが現在の仕組みでございます。まだ御指摘のような点までは事態が進展いたしてありませんけれども、しかし、今後営農の実態が大きく変わつてくれば、将来に一つの希望が持てるのじゃないかというふうに考えております。

○美濃委員 最後に、問題点は平行線になつたところ、大臣も聞いていたいておりました。局長も今後努力するという面があつて、大臣は農政に非常に明るいのですから、私は果樹はあえて質問いたしません。農林省として今後この制度の充実と農家経済の安定のために、さらに運用——今回出ておる法律そのものは、私は悪いところはな

いと思いますから、ただ、運用の万全を期していただきたい。これをひとつ大臣から御答弁願って、ちょっと時間は余りますけれども、質問を終わりたいと思います。

○赤城国務大臣　いろいろお話を聞きました。十分御意見やら注意すべきことは注意し、運用は一そうよくやっていきたい、こう思います。

○松野(幸)委員長代理　次回は、明七日、水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和四十七年六月十五日印刷

昭和四十七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局